

平成28年第3回定例会決算審査特別委員会（環境生活委員会所管）会議録

平成28年9月15日
10時00分～17時05分
全員協議会室

出席者氏名

山宮留美子	委員長	後藤 光秀	副委員長
金剛寺 博	委員	伊藤 悦子	委員
岡部 賢士	委員	石引 礼穂	委員
久米原孝子	委員	深沢 幸子	委員
礼野 章俊	委員	福島 正明	委員
山崎 孝一	委員	滝沢 健一	委員
坂本 隆司	委員	糸賀 淳	委員
椎塚 俊裕	委員	油原 信義	委員
大竹 昇	委員	後藤 敦志	委員
杉野 五郎	委員	大野誠一郎	委員

オブザーバー出席者氏名

寺田 寿夫	議長	鴻巣 義則	監査委員
-------	----	-------	------

執行部説明者

市 長	中山 一生	副 市 長	川村 光男
市民生活部長	加藤 勉	都市環境部長	岡田 和幸
市民窓口課長	谷川 登	市民協働課長	斉田 典祥
		農業政策課長兼	
商工観光課長	佐藤 昌一	農業委員会事務局長	植竹 勇
交通犯犯課長	木村 博貴	都市計画課長	清宮 恒之
施設整備課長	宮本 孝一	下水道課長	稲葉 通
環境対策課長	富塚 健二	農業政策課長補佐	酒巻 秀典
施設整備課長補佐	山崎 克己		
質疑終了後（執行部入れかえ）			
市 長	中山 一生	副 市 長	川村 光男
教育 長	平塚 和宏	総務部長	直井 幸男
総合政策部長	松尾 健治	健康福祉部長	龍崎 隆
市民生活部長	加藤 勉	都市環境部長	岡田 和幸
教育 部長	荒井久仁夫		

事務局

局 長	石引 照朗	主 査	仲村 真一
副 主 査	池田 直史		
17時00分以降追加			
次 長	松本 博実	副 主 査	矢野 美穂
副 主 幹	吉永 健男		

議 題

議案第10号	一般会計歳入歳出決算（環境生活委員会所管事項）
議案第12号	公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

議案第13号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

執行部入れかえ後

議案第10号から議案第17号までについて

(討 論)

(採 決)

山宮委員長

皆さん、おはようございます。

前回の決算特別委員会に引き続き、ご出席お疲れさまでございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第10号から議案第17号までの平成27年度各会計歳入歳出決算8案件を一括議題といたします。

本日は環境生活委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から決算特別委員会の運営に当たり、一言申し上げます。

本会議における質疑では「自己の意見を述べることができない」と制限が加えられているのに対し、委員会の質疑については、会議規則第115条で「委員は議題について自由に質疑し、意見を述べるができる」と定められております。

ただし、本会議と同様に、委員会においても「発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と定められております。

また、質疑につきましては、一問一答で行いますので、挙手をして事業名をお知らせいただくとともに、簡潔明瞭をお願いいたします。

さらに、答弁者におかれましても、発言の際には質問内容に対して的確な答弁をされますようお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第10号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の環境生活委員会所管事項について、項目順に沿ってご説明をお願いいたします。

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

それでは、決算書の14ページをお開きください。

まず、歳入です。

一番下ほどもです。総務使用料、西部出張所施設目的外使用料、市政情報モニター設置料です。

16ページをお開きください。

東部出張所施設目的外使用料、これも同じく市政情報モニターの設置料となります。

市民活動センター施設目的外使用料、コミュニティセンター施設目的外使用料、駐輪場施設目的外使用料、防犯ステーション施設目的外使用料、旧長戸小学校施設目的外使用料、これらにつきましては電柱や自動販売機などの設置料となります。

続きまして、衛生使用料です。斎場使用料、市営斎場の火葬室、待合室、葬祭室の使用料で、27年度合計で1,972件です。

岡田都市環境部長

斎場施設目的外使用料であります。これは、斎場に設置を許可している自動販売機2台の使用料と電気代でございます。

その下下です。墓地施設目的外使用料であります。これは、共同墓地羽黒町内に建っている東電柱の使用料金でございます。

その下です。清掃施設目的外使用料であります。これは、ごみ集積所敷地内に建っている東電柱やN T T柱の使用料金でございます。

加藤市民生活部長

続きまして、職業訓練校施設目的外使用料、N T T柱の2本分です。

次に、農林水産業使用料、市民農園使用料107区画分となります。

農業公園湯ったり館使用料、入館料や宿泊料となります。27年度は合計で19万8,119人の方が使用されております。

農業公園農業ゾーン使用料，レンタルファームと総合交流ターミナルの会議室，実習室の使用料です。

農業公園施設目的外使用料，敷地内の東電柱や自動販売機等の使用料となります。

市民農園施設目的外使用料，敷地内の東電柱の設置料と畑の借地料です。

続きまして，商工使用料，市街地活力センターコミュニティルーム使用料，14件分です。

市街地活力センター施設目的外使用料，「まいん」2階の事務室，3階の会議室を商工会に貸し付けており，その使用料となります。

にぎわい広場使用料，3回分です。

岡田都市環境部長

土木使用料，道路占用料であります。NTT柱，東電柱，東京ガス埋設管等の占用料であります。

続きまして，駐車場使用料につきましては，佐貫駅東口ロータリー内の駐車施設の使用料であります。

法定外公共物使用料（道路分）につきましては，道路占用料と同じ企業等の占用料であります。

次に，河川使用料であります。これは，八代川，西大塚川の河川区域，敷地等使用に係る占用料でございます。

法定外公共物使用料（水路分）であります。これは，市で管理している法定外公共物（水路）の使用料でございます。

都市公園使用料であります。これは，テレビ撮影や竜K O I 舞祭等の使用料でございます。

都市公園施設目的外使用料であります。これは，東電，NTT，NTTドコモ，土浦ケーブルテレビ柱の占用料22件分でございます。

18ページをお開きください。

森林公園使用料であります。これは，804件分のバーベキュー，かまど等の使用料でございます。

次に，森林公園施設目的外使用料であります。これは，社会福祉協議会に貸してある売店使用料と電気代でございます。

市営住宅使用料であります。これは，市営富士見，奈戸岡，砂町住宅の家賃でございます。

次に，市営住宅使用料滞納繰越分であります。これは，市営住宅の家賃の過年度繰り越し20件分でございます。

市営住宅駐車場使用料であります。これは，市営富士見，奈戸岡，砂町住宅の駐車場使用料でございます。

市営住宅駐車場使用料滞納繰越分であります。これは，市営住宅の駐車場使用料の過年度繰り越し11件分でございます。

市営住宅施設目的外使用料であります。これは，市営住宅敷地内に建っている東電柱やNTT柱の行政財産使用料でございます。

加藤市民生活部長

続きまして，総務手数料，総務管理手数料です。放置自転車等保管手数料，自転車67台，原付バイク2台分です。

認可地縁団体証明手数料，これは，長峰町区，中貝原塚区，半田区のものです。

続きまして，徴税手数料，税務手数料西部出張所取扱分，納税証明書，課税証明書，2,234件分です。税務手数料，東部出張所取扱分，これも同じく証明書で1,788件分。

戸籍住民基本台帳手数料，戸籍手数料，戸籍，除籍，原戸籍など合計1万5,259件の発行手数料です。

住民証明手数料，住民票，印鑑証明で合計6万955件の発行手数料です。

岡田都市環境部長

狂犬病予防手数料であります。これは，狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料でございます。

いぬ・ねこ等処理手数料であります。これは，死亡した飼い犬等の処理手数料でございます。

一般廃棄物処理業ごみ許可申請手数料であります。これは，一般廃棄物の収集運搬，処分を行おうとする場合，市長の許可が必要となります。期間は2年間ですが，その更新を行う際の手数料として徴収するものであります。

粗大ごみ処理・廃家電収集運搬手数料であります。これは，大きさが1メートルを超える粗大ごみの処理やテレビなどの廃家電の運搬にかかる手数料でございます。

次に，一番下，4番の土木手数料です。

加藤市民生活部長

農業手数料です。鳥獣飼養登録手数料，メジロ2羽分です。

岡田都市環境部長

土木手数料です。屋外広告物許可手数料であります。これは，屋外広告物の申請許可にかかる手数料でございます。

開発許可関係申請手数料であります。これは，建築許可，開発許可，都市計画法施行規則60条に基づく証明書，その他各種証明手数料でございます。

20ページをお開きください。

市街化証明手数料であります。これは，都市計画における用途地域の証明や市街化区域，市街化調整区域を証明する事務手数料でございます。

災害復旧費国庫負担金です。河川等災害復旧事業費であります。これは，災害査定再調査の結果，増額をされたものでございます。

加藤市民生活部長

続きまして，国庫補助金の総務費国庫補助金，個人番号カード交付事業費です。個人番号の通知や個人番号カードの申請受付処理発行業務などに関して，その費用が国より補助されたものです。

その下です。個人番号カード交付事務費，個人番号カードの交付にかかる人件費，臨時窓口設置にかかる経費などの一部が補助されたものです。

22ページをごらんください。

岡田都市環境部長

衛生費国庫補助金です。社会資本整備総合交付金（環境対策分）であります。これは，太陽光発電システム等補助金のうち高効率給湯器に係る分の補助金でございます。

放射線量低減対策特別緊急事業費であります。これは，放射線対策事業のうち嘱託員の人件費や測定器の校正費用，市内609カ所の空間線量率測定業務にかかる分の補助金でございます。

循環型社会形成促進交付金であります。これは，個人宅への合併処理浄化槽の設置補助金25件で，補助率は国が3分の1，県が3分の1，市が3分の1となっております。

次に，土木費国庫補助金です。社会資本整備総合交付金（耐震診断分）であります。これは，木造住宅耐震診断費補助2戸分の交付金で，2分の1の補助率となっております。

社会資本整備総合交付金耐震改修分であります。これは，木造住宅耐震改修計画費補助1戸分の交付金で，2分の1の補助率となっております。

社会資本整備総合交付金狭隘道路整備分であります。2件分で、補助率は3分の1でございます。

橋梁修繕分であります。これは、学校橋修繕工事に対する交付金で、補助率は10分の5.5でございます。

舗装修繕分であります。これは、市道第1-3号線西小前ほか5路線分の工事に対する交付金で、補助率は10分の5.5でございます。

社会資本整備総合交付金の公園整備分であります。これは、遊具設置工事に対する交付金で、補助率は2分の1でございます。

社会資本整備総合交付金の市営住宅分であります。これは、富士見住宅給水棟解体、集会所改修工事分の交付金で、2分の1の補助率となっております。

加藤市民生活部長

24ページをごらんください。

総務費委託金、中長期在留者居住地届出等事務費588件分です。

岡田都市環境部長

土木費委託金です。浅間ヶ浦排水施設管理費であります。これは、国道6号線の雨水排水ポンプ場の維持管理費に対する国からの委託金でございます。

加藤市民生活部長

一番下です。県の補助金、事務処理特例交付金旅券発給事務分2,090件分です。

26ページをごらんください。

岡田都市環境部長

災害救助費繰替支弁費交付金（応急仮設住宅分）であります。これは、震災時応急仮設住宅に係る賃貸住宅にかかる交付金で、10分の10の補助率となっております。

そして、衛生費県補助金であります。事務処理特例交付金（環境事務分）であります。これは、公害防止及び県生活環境保全等に関する事務、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務分でございます。

事務処理特例交付金（浄化槽事務分）であります。これは、合併処理浄化槽設置申請受付事務分の県からの交付金でございます。

合併処理浄化槽設置事業費であります。これは、個人宅への合併処理浄化槽設置補助の県補助金でございます。

加藤市民生活部長

続きまして、農林水産業費県補助金、農業委員会費交付金、農業委員会の運営経費に対して交付されたものです。

事務処理特例交付金農業委員会事務分、農地法4条、5条許可申請事務に要する経費に対して交付されたものです。

機構集積支援事業費、農地中間管理機構が担い手への農地集積、集約化を促進するに当たって、農業委員会が関連する業務を適切に実施できるための費用として交付されたものです。

28ページをごらんください。

認定農業者育成確保資金利子補給費、農業経営基盤強化資金利子補給費、所管です。新規就農総合支援事業費4名分ですね。

機構集積協力金交付事業費、地域による話し合いにより、地域で農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域に対して地域集積協力金が支払われますので、その費用分が交付されたものです。補助率10分の10です。

環境保全型農業直接支援対策事業費、環境保全効果の高い特別米や有機農業などの営農活動に取り組む農業者を支援するために交付されたもので、国2分の1、残りの2分の1を県と市で助成します。

家畜伝染病予防事務費、手数料を徴収した場合に県から交付される事務費で、手数料徴収額の10分の1が県から交付されます。

事務処理特例交付金土地改良事務分、土地改良区の役に就退任の広告及び印鑑証明書の発行の事務費として交付されたものです。

多面的機能支払事業費、地域で行う環境保全活動事業に対して交付されるものです。

多面的機能支払推進事業費、多面的機能支払事業の適正かつ円滑な実施を促進するためのもので、事務費として定額配分されたものです。

経営所得安定対策直接支払推進事業費、龍ヶ崎市地域農業再生協議会の運営費として交付されたものです。事務費、臨時職員の人件費等に充当されています。

経営体育成支援事業費、被災農業者向け事業分です。平成26年2月の大雪により被害を受けた農業用ハウスの再建、修繕、撤去費用等に対して交付されたもので、再建費は国が2分の1、県が5分の1、撤去費は国が2分の1、県が4分の1です。

農産振興条件整備支援事業費、地域の農地を集積している中心経営体、2経営体となりますけれども、農業用機械、田植え機1台、鉄コーティングマシン1台を購入するものに対して交付されたものです。

経営体育成支援事業費、中心経営体、3経営体に対して必要な農業用機械、コンバイン、トラクター、光選別機などを導入するために交付されたもので、補助率10分の3、上限300万円です。

いばらきの園芸産地改革支援事業費、JA竜ヶ崎施設園芸部会小菊部会がパイプハウス2棟を整備するために交付されたもので、補助率3分の1。

林業費補助金です。身近なみどり整備推進事業費、荒廃した平地林や里山の手入れをするために交付されたもので、補助率は県10分の10です。

続きまして、商工費補助金です。商店街活力向上支援事業費、チャレンジ工房どらすての改修工事に対して交付されたもので、具体的には照明器具をLED化しております。

地方消費者行政活性化交付金、給食センターに設置してあります放射能測定器の保守点検業務費と消費生活センターの啓発チラシの作成に対して交付されたものです。

子育て家庭シニア応援プレミアム商品券事業、市町村が発行する商品券に対して子育て世帯や高齢者を応援するため、県が1人当たり2,000円を補助したものです。

岡田都市環境部長

土木費県補助金です。事務処理特例交付金、建築指導事務分であります。これは、県屋外広告物条例、県景観形成条例、建築基準法に基づく事務処理分でございます。

木造住宅耐震診断費であります。これは、茨城県からの木造住宅耐震診断費の補助金で、2棟分であります。

次に、地籍調査費であります。これは、入地1地区、川原代1地区、南中島1地区、入地もう1地区、合わせて4カ所、0.13ヘクタール分で、補助率は4分の3でございます。

続きまして、事務処理特例交付金（河川事務分）であります。これは、準用河川の管理にかかる事務処理交付金でございます。

事務処理特例交付金（都市計画事務分）であります。これは、国土利用計画法第23条第1項に基づく土地取引等の事務処理2件に対する県からの交付金でございます。

都市計画基礎調査交付金であります。これは、都市計画法に基づき、おおむね5年ごとに実施されるものとされている都市計画基礎調査に対する県からの交付金でございます。

緑の少年団活動費であります。これは、城ノ内小、松葉小への補助金でございます。

次に、30ページをお開きください。

加藤市民生活部長

総務費委託金です。戸籍住民基本台帳費委託金、人口動態事務費、電子証明書発行手数料徴収等事務費、所管です。

続きまして、統計調査費委託金、統計調査員確保対策事業費、常住人口調査費、農林業センサス調査費、所管となります。

国勢調査費、これは、平成27年10月1日を基準日として、国内の人口や世帯の実態を明らかにするための調査で、調査にかかる人件費などが補助されたもので、補助率は10分の10。

商業統計調査費、経済センサス調査費、これは所管となります。

岡田都市環境部長

土木費委託金です。建築確認取扱事務費であります。これは、建築確認等調査事務委託費で、取り扱い件数は4件でございます。

防災調節池等維持管理費であります。これは、1級河川に係る防災調節池の維持管理に対する県からの委託金でございます。

破竹川調節池維持管理費であります。これは、1級河川破竹川の調節池維持管理に対する県からの委託金でございます。

32ページをお開きください。

加藤市民生活部長

同じく、上から三つ目です。農業振興基金利子、農業振興基金に対する利子収入となります。

岡田都市環境部長

次に、筑波都市整備配当金であります。これは、当市が株主となっている筑波都市整備株式会社からの配当金でございます。

その下で、物品売払収入であります。環境対策課資源物等売払収入であります。これは、回収した廃食用油200リットルを売り払った収入であります。

加藤市民生活部長

続きまして、基金繰入金、32ページ、同じページです。中段、下ほどです。農業振興基金繰入金、豊作村イベント秋の収穫祭の経費に繰り入れたものです。

34ページをお開きください。

岡田都市環境部長

過料です。歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例違反金であります。過料1件当たり2,000円で7件ございます。

加藤市民生活部長

続きまして、同じページです。自治金融資金貸付金元利収入です。自治金融資金貸付金元利収入、自治金融制度の融資金利を引き下げるための原資として市内金融機関4銀行7支店に預託したもので、年度末に全額返還されたものです。

36ページをお開きください。

農林水産業費受託事業収入、農業者年金業務受託収入、農地中間管理事業業務受託収入、これは、所管となります。

納付金、駐輪場指定管理者納付金、所管です。

岡田都市環境部長

団体支出金です。清掃工場関連還元施設整備事業費負担金であります。これは、清掃工場関連還元施設整備にかかる費用のうち、利根町、河内町の負担分として当市に支払われるものであります。利根町が900万、河内が350万であります。

牛久沼地域清掃作戦事業費であります。これは、3月6日に実施した牛久沼清掃事業に対する牛久沼流域水質浄化対策協議会からの補助金でございます。

加藤市民生活部長

続きまして、同じく牛久沼地域清掃作戦事業費のその下です。自治総合センターコミュニティ助成金、一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献交付事業であるコミュニティ助成事業による助成金です。対象地区は南が丘の自治会となります。

38ページをごらんください。

上から六つ目です。広告掲載料、広報紙りゅうほ一、ホームページ、一般用封筒、JR佐貫駅看板の広告掲載料です。

27です。西部出張所電話使用料、所管です。

広告掲載料、コミュニティバス分、コミュニティバス循環ルートの車内モニターとコミュニティバスリーフレットの広告掲載料となります。

コミュニティバス高齢者定期券売払収入、路線バスとコミュニティバスで共通で利用できる定期券が42件、コミュニティバスのみで利用できる定期券19件分です。

二つほど飛びまして、コミュニティセンター電話使用料、所管となります。

コミュニティセンター機器使用料、これは、コピー機、印刷機の使用料です。

県民交通災害加入推進費、これは、加入件数、27年度3,245件です。

統計資料頒布収入、コピー収入となります。

岡田都市環境部長

46です。環境対策課刊行物頒布収入であります。これはお宝の木の販売収入でございます。

その下です。雑草除去受託料であります。これは、条例に基づき空き地の所有者が市に雑草除去作業を委託した際の委託料で、受託料は1平米当たり100円でございます。このうち過誤納金還付未済額が12万2,252円であります。

指定ごみ袋売払収入であります。これは、燃やすごみなどの市の指定ごみ袋、合計1万620箱を量販店等に売った収入でございます。

加藤市民生活部長

その下、49番です。県民手帳頒布収入、県民手帳販売に係る手数料で販売額の10%が収入となります。

物産品等販売手数料、龍ヶ崎市観光物産センターの売上金の15%となります。

岡田都市環境部長

その下です。道路事故賠償保険金、それから、道路整備促進期成同盟会負担金は、所管となります。

都市計画図販売収入であります。これは、都市計画課で販売している都市計画図の売払金でございます。

40ページをお開きください。

火災保険料返納金であります。これは、震災時、応急仮設住宅に係る賃貸住宅の退去解約に伴う火災保険料返納金でございます。

資源物等売払収入であります。こちらにつきましては、施設整備課が所管となります。

加藤市民生活部長

続きまして、76、ブランド農産品PRイベント収入、ふるさと農産品のPRのため参加したイベント時の収入となります。

82、県市町村振興協会市町村交付金、オータムジャンボ宝くじの事業運営を行っている県市町村振興協会から収益金が各市町村に交付されるもので、企業誘致奨励金へ充当しております。

86、佐貫駅前イルミネーション電気使用料、これは、所管となります。

続きまして、市債です。総務管理債、防犯灯整備事業債、住民自治組織が管理する防犯灯LED化整備事業に関するもので、充当率75%となります。

一番下ほどです。農林水産業費債、農業公園湯ったり館施設整備事業債です。湯ったり館の都市ガス化工事に係るもので、充当率75%。

県営土地改良事業債、県営土地改良事業、農免農道整備と圃場整備の負担金に関する事業債で、充当率90%となります。

続きまして、42ページ。

岡田都市環境部長

地方道路等整備事業債であります。事業費から補助金を差し引いた額の9割であります。

地方道路等整備事業債（借り換え分）であります。平成11年度借り入れ分の残額を借り換えしたものでございます。

排水路整備事業債であります。これは、市単独の雨水排水路整備事業に係る起債分で、起債対象は事業費の75%及び事務費であります。

都市公園整備事業債であります。これは、事業費から補助金等を差し引いた額の9割でございます。

加藤市民生活部長

すみません。20ページをお開きください。

中段下ほど、国庫補助金、総務費国庫補助金の0002地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起型、これはプレミアム商品券事業に係る交付金となります。すみません。説明漏れがありました。

続きまして、歳出です。

50ページをお開きください。

市民行政推進活動費です。市民活動を促進するためのもので、26年度との比較では161万円のマイナスとなっています。その主な要因は、消耗品費の減額によるものです。

1報酬、非常勤職員の報酬、市民協働推進委員会5回分です。

11需用費、印刷製本費、ポイント制度のシール、手帳、チラシ作成費です。

19負担金、補助及び交付金、補助金、地域コミュニティ助成事業、これは先ほど歳入でも説明いたしましたが、南が丘地区が対象となりまして、移動式AED、発電機、テーブル、椅子などを購入するために自治総合センターのコミュニティ助成が充当されております。

市民活動団体設立支援、3団体にそれぞれ10万円を交付しています。

交付金、まちづくり協働事業、NPO法人バイオリフがグリーンツーリズムのための人材育成と組織化事業を実施するために、協働事業提案制度で採択され、交付したものです。

66ページをお開きください。

西部出張所管理運営費です。西部出張所の管理運営に関するもので、26年度とほぼ同様となります。

23の償還金利子及び割引料、償還金につきましては、都市再生機構への建設償還金で27年度で終了となります。

東部出張所管理運営費，東部出張所の管理運営に関するもので，こちらも26年度とほぼ同様の決算となります。

68ページをごらんください。

(仮称)市民サテライトステーション整備事業，28年7月1日にサプラ内にオープンしました市民窓口ステーションの改修工事のための実施設計料となります。

市民活動センター管理運営費，市民団体の活動をサポートする市民活動センターの維持管理に関するもので，当施設は27年度より指定管理者制度を導入しております。26年度との比較では658万7,000円のマイナスとなっておりますが，その主な要因は工事請負費の減額によるものです。

15の工事請負，和室改修工事，この和室は相当傷んでおりましたので，畳床の改修と畳の張りかえをしております。

コミュニティバス運行事業，コミュニティバスの運行に関するもので，26年度とほぼ同様の決算となります。平成27年度の利用者19万570人，前年度より4.4%増加しています。

公共交通対策費，この事業は鉄道や路線バスなどの公共交通に関するもので，26年度との比較では154万円のプラスとなっております。その主な要因は，竜ヶ崎線鉄道近代化補助金と民間路線バスへのノンステップバスの購入費補助金の増額によるものです。

70ページをお開きください。

19負担金，補助及び交付金，負担金，バス運行対策費です。茨城県とバス路線，沿線市町村との協同事業で，バス1便当たりの平均利用者数が5人未満のバス路線を，県補助金の2分の1を沿線市町村が負担しています。対象路線は取手線，江戸崎線となります。

補助金，鉄道近代化設備整備費，平成27年度は空気ばねの交換，車輪のはめかえ及び重要部の検査です。負担割合は国と事業者が3分の1，県と市が6分の1となります。

ノンステップバス購入費，これは，負担割合としましては国が140万円，県と市がそれぞれ70万円補助するもので，27年度は大型ハイブリッドバス1台，中型バス2台となります。

22補償，補填及び賠償金，補償金，乗合タクシー運行補償金，運行経費から運賃収入と国庫補助金や事業者負担金を差し引いた分を市が補填しています。27年度利用者数は2,105人，1日当たり5.7人です。

集会施設整備助成事業，これは，半田町の公民館の全面改築の助成に関するものです。

一番下ほどです。龍ヶ岡市民交流センター管理運営，この事業は10月にオープン予定の市民交流プラザの管理運営費に関するもので，新規事業のため26年度との比較では皆増100%増となります。オープニングセレモニーは10月22日土曜日を予定しております。

13の委託料，実施設計については，この施設の改修工事に係るものです。

72ページをお開きください。

岡田都市環境部長

中ほどです。定住促進事業でございます。こちらにつきましては，19番の負担金，補助及び交付金で，住み替え支援費の補助金で，交付決定が102件となっております。

加藤市民生活部長

コミュニティセンター管理費です。13館のコミュニティセンターの管理運営に関するもので，26年度との比較では3,095万7,000円のマイナスとなっております。その要因は，工事請負費の減額です。これは，東日本大震災以降，建築年度の古い建物から外壁，屋根，内部のクロス張りかえ等の改修工事を実施してまいりましたが，その改修工事がピークを越したことによるものです。

1の報酬，非常勤嘱託職員報酬，センター，副センター長，それぞれ13名，施設管理嘱託員35名分の人件費となります。

74ページをお開きください。

今ほど概要で説明いたしましたが、15の工事請負費は以下のとおりです。

18の備品購入費も以下記載のとおりとなります。

コミュニティセンター活動費、この事業は中核的な地域コミュニティが設立されていない四つの地区の自主活動に関する費用です。26年度との比較では97万7,000円のマイナスとなっていますが、その要因は大宮ふるさと協議会の設立により活動地区が五つから四つに減少したことによるものです。

19の負担金、補助及び交付金、補助金、コミュニティセンター自主活動費、これについては、松葉、長戸、駒馬台、久保台の4地区が対象となります。

一番下ほどです。職員給与費、交通安全2名分、所管です。

76ページです。

交通安全対策費、この事業は、交通安全キャンペーンに関する費用や交通関係団体への負担金が主なものです。26年度との比較では48万4,000円のマイナスとなっていますが、その主な要因は交通安全施設の修繕料の減額によるものです。

放置自転車対策費、竜ヶ崎駅及び佐貫駅周辺の放置自転車対策に関するもので、26年度とほぼ同様の決算となります。

一番下ほどです。自治組織関係経費、住民自治組織の活動を促進するためのもので、決算額については26年度とほぼ同様の決算となります。

8の報奨費、報奨金、一つは、住民自治組織活動推進奨励金、178組織に世帯数3万164世帯に対しまして1世帯当たり1,000円を活動費として助成しております。もう一つが、研修会の講師謝礼分10万円です。

78ページをごらんください。

一番上となります。補助金、地域づくり事業、地域コミュニティが設立されていない松葉、長戸、駒馬台、久保台の住民自治組織が対象で、基本額3万円プラス世帯当たりの単価が300円となります。

防犯活動費、防犯サポーターの報酬や防犯カメラの設置費、防犯協会への負担金などが主なもので、26年度とほぼ同様の決算となります。

1報酬、非常勤嘱託職員報酬、防犯サポーター10名分です。

15の工事請負費、防犯カメラ設置工事、緑町地内ほか繰越分、警察署前、「まいん」前、それから、駒馬交差点の3カ所となります。

続きまして、北竜台防犯ステーション管理費、防犯ステーションの管理に関するもので、26年度との比較では119万6,000円のマイナスとなっています。その主な要因は、防犯ステーションの建物リースが10月で満了し、無償譲渡されたことによるものです。

防犯灯整備事業、これにつきましては、27年度は住民自治組織に管理をお願いしています防犯灯全てをLED灯に交換しましたことから、26年度との比較では9,552万5,000円のプラスとなっています。

11の需用費、修繕料、これにつきましては、市内一斉工事発注前の既設防犯灯のLED化に伴うもので、32基分です。

80ページをごらんください。

中段下ほど、地域コミュニティ推進費です。中核的な地域コミュニティの設立支援や設立後の地域コミュニティ活動を補助するもので、26年度との比較では360万4,000円のプラスとなっていますが、その主な要因は大宮ふるさと協議会が設立され、対象地区が八つから九つになったことによるものです。

19の負担金、補助及び交付金、補助金、地域コミュニティ設立準備費、長戸、久保台分です。

地域コミュニティ推進事業、これは今ほど説明した9地区分となります。

旧長戸小学校施設管理費、27年3月に廃校となりました長戸小学校の維持管理費です。事業費を新規設定したため、26年度との比較では100%の皆増となっています。

82ページをごらんください。

中段です。空き家等対策事業、空き家等の発生抑制や予防、適正管理、活用方策などを明らかにする対策計画を現在策定しておりますが、そのための協議会などの報酬が主なものとなります。

1の報酬、非常勤職員報酬については、今ほど説明しました協議会開催2回分です。

86ページをごらんください。

一番上です。職員給与費、戸籍住民13名分、所管です。

戸籍事務費、戸籍事務にかかる管理運営費で、戸籍システム使用料や保守料、関連消耗品などが主なものです。26年度との比較では135万7,000円のプラスであります。25年9月より1年間、戸籍システムを無償による再リースとしたため、26年度8月まではリース料が発生せず、26年9月のシステム入れかえにより26年度が7カ月分であるのに対して、27年度は12カ月分のリース料であったことから、全体としては増額となっています。

住民記録等証明事務費、市民窓口業務全般に関するもので、26年度との比較では2,890万5,000円のプラスとなっています。その主な要因は、個人番号カードの発行が開始されたことに伴う経費の増によるものです。今年8月末現在で6,244枚の交付実績となります。

19の負担金、補助及び交付金、交付金、地域公共団体情報システム機構、これが個人番号に関する経費で、個人番号カード発行業務を全国の市町村が一括で委任しております、この機構にその経費を交付金として支出しております。

旅券発給事務費、県より委任されたパスポート交付事務に関するもので、26年度とほぼ同様の決算となります。27年度交付件数は2,068件です。

90ページをごらんください。

中段下ほどです。職員給与費、統計調査3名分、所管です。

統計調査事務費、県統計協会への負担金となります。

統計調査費、これは、各種統計調査に関するもので、27年度は5年に一度の国勢調査が実施されたことから、26年度との比較では2,302万円のプラスとなっています。国勢調査の速報値7万8,368人です。最終的な確定値は平成29年2月に発表されます。

1の報酬、非常勤職員報酬です。調査員377名、指導員57名分です。

92ページをごらんください。

14の使用料及び賃借料、これは、国勢調査地図出力システムのリース料となります。

94ページをごらんください。

市民法律相談等事業です。この事業は、市民法律相談に関するものが主なもので、その他は人権同和問題に関する負担金であり、26年度とほぼ同様の決算です。市民法律相談につきましては、1年間に33回開催し、相談件数は237件となります。

118ページをごらんください。

岡田都市環境部長

すみませんが、先ほどの歳入の件で訂正をお願いしたいんですけれども、40ページ、コード番号が78番です。公共工事電気等使用料、これにつきましては、赤レンガ保存会で使用した電気代収入であります。所管となります。

それでは、歳出の118ページをお願いします。

応急仮設住宅費でございます。こちらにつきましては、14番の使用料及び賃借料につきまして、震災時応急仮設住宅に係る賃貸住宅契約で、被災者の内訳は福島県9戸、宮城県1戸となっております。

その下の職員給与費（保健衛生）8人分で、所管となります。

126ページをお開きください。

狂犬病予防費でございます。狂犬病にかかわる経費であります。

次に、環境審議会費でございます。1番の報酬で、環境審議会の委員報酬、それから、平成27年度は2回を開催しております。

次に、環境行政推進費でございます。19番負担金、補助及び交付金の補助金でございま

す。新エネルギーシステム導入につきまして、高効率給湯器にかかわるものでございます。それから、新エネルギーシステム導入繰越分につきましては、太陽光発電システムにかかわるものでございまして88件であります。

環境衛生対策費でございます。こちらにつきましては、13番委託料で雑草等除去、空き地の所有者から市が受託した除草作業を請負業者に委託をする費用でございます。それから、基本設計でありますけれども、龍ヶ崎市墓地需要予測及び霊園基本構想策定業務委託に要した費用でございます。

続きまして、不法投棄対策事業でございます。13番委託料の処理困難物処理につきましては、不法投棄された産業廃棄物の処理費用でございます。

放射線対策事業でございます。1番の報酬につきましては、放射線対策業務嘱託員1名の人件費でございます。

13番の委託料につきましては、市内609カ所の空間線量率測定業務にかかる委託費用でございます。

斎場管理運営費でございます。こちらにつきましては、15番の工事請負費であります。防犯対策として実施した事務室への防犯カメラ設置工事と火葬炉耐火物の交換工事でございます。

職員給与費であります。2名で所管となります。

130ページをお開きください。

公害対策費でございます。13番の委託料で、河川及び湖沼水質調査につきましては、市内の河川及び湖沼19カ所の水質調査を行ったものでございます。

交通騒音振動及び交通量測定につきましては、市内15カ所の交通騒音、交通振動、交通量調査、平均速度調査を行ったものでございます。

132ページをお開きください。

職員給与費（清掃）であります。8人分で所管となります。

清掃事務費でございます。19番の負担金、補助及び交付金の負担金につきましては、県の清掃協議会の負担金でございます。

塵芥処理費でございます。13番の委託料でございまして、ごみ収集運搬につきましては、週3回行っている、燃やすごみの回収や月2回行っている燃やさないごみの回収などの収集運搬業務委託にかかる必要であります。

指定ごみ袋の製造委託にかかる費用であります。粗大ごみ処理券や指定ごみ袋販売委託にかかる委託費用でございます。

19番負担金、補助及び交付金のうちの負担金でございますが、これは龍ヶ崎地方塵芥処理組合の維持管理にかかる費用や施設更新等にかかる費用のうち、龍ヶ崎市が負担するものでございます。

ごみ減量促進費でございます。134ページの13番委託料につきましてでございます。家庭から排出されるごみを分析、調査するごみ質調査業務委託、それから、缶、瓶、ペットボトル、紙、布類など資源物の収集運搬業務委託、市内3カ所で毎週日曜日に行われているサンデーリサイクル事業、木くずの資源化に係る業務委託にかかる費用等でございます。

し尿処理費でございます。19番の負担金、補助及び交付金の負担金につきましては、龍ヶ崎市地方衛生組合への施設整備及びし尿処理負担金でございます。

合併処理浄化槽設置助成事業であります。19番の負担金、補助及び交付金の中の補助金につきましては、合併処理浄化槽設置事業の補助金であります。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の設置に要する費用を助成するものであります。

加藤市民生活部長

続きまして、その下です。労働事務費、所管であり、26年度とほぼ同様の決算となります。

136ページをごらんください。

職員給与費，農業委員会1名分，所管です。

農業委員会事務費，農業委員会の運営に関する事務費で，26年度との比較では823万1,000円のマイナスとなっています。農家基本台帳システムの修正が終了したことで，システム修正にかかる備品購入費が皆減となったことによるものです。

1 報酬，委員報酬，農業委員22名分です。

農業者年金受託事業，受託業務の事務経費で所管です。

職員給与費，農業総務8名分，所管です。

農業総務事務費，この事業は農業振興のためのもので，各種団体の負担金が主なものです。26年度とほぼ同様の決算となります。

138ページです。

農業経営基盤強化促進対策事業，認定農業者や新規就農者への支援，農地中間管理事業などの補助金が主なものです。26年度との比較では6,080万8,000円のマイナスとなっていますが，その主な要因は強い農業づくりのライスセンター整備に関する補助金がなくなったことや，平成26年2月の大雪被害の支援事業が減額になったことによるものです。

13の委託料，農業振興地域整備計画策定繰越分，これが繰り越しとなった理由でございますが，農業振興地域整備計画，おおむね今後10年間を見通して農業所の利用を確保すべき土地の区域を農用地区域として設定し，当該区域において農業振興のための各種施策を計画的に実施するため，市町村が策定するものであります。平成10年3月以降，計画の見直しは行っておらず，1筆ごとの農用地調書等の作成を行う基礎調査や県協議に時間を要したことから，繰越事業となったものでございます。

19の負担金，補助及び交付金，補助金，3 青年収納給付金，4 名分です。

機構集積協力金，地域の中心経営体，15地区が対象です。

経営体育成支援事業，3 経営体が農業用機械を購入するために補助したものです。

経営体育成支援事業，被災農業者向け事業分，繰越分，これは先ほど歳入でも，ただいま説明した大雪に関するものです。

龍ヶ崎ブランド育成事業，ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物のPR費を特別栽培米の普及促進事業，トマト，小菊の産地アップ支援などが主なものです。前年度との比較では49万3,000円のプラスとなっていますが，ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物のPR用のぼり旗の作成費や龍ヶ崎トマトの販促用のパンフレット作成費などによる増となります。

1 報酬，非常勤職員報酬，ふるさと龍ヶ崎農産物認定審議会委員報酬，5名で1回分です。

19負担金，補助及び交付金，補助金，いばらきの園芸産地改革支援事業，小菊の品質向上のためのパイプハウス2棟分を整備するために補助したもので，県補助率3分の1。

減農薬米普及促進事業，特別栽培米の普及促進事業で30キロ当たり1,000円を補助しています。

産地アップ支援事業，龍ヶ崎産農産物，小菊とトマトのイメージアップを図るために，農産物の出荷時の段ボールの経費30%分を補助したものです。

環境にやさしい農業推進事業，循環型農業の確立並びに有機農業の推進を図るためのもので，26年度との比較では35万2,000円のプラスとなっています。その増の要因でございますけれども，環境保全型農業直接支払対策事業の増によるものです。

19負担金，補助及び交付金，補助金，有機堆肥配付，龍ヶ崎市有機肥料生産組合に補助したものです。

市民農園管理運営費，市民農園の指定管理料で，まちづくり文化財団に委託しております。26年度とほぼ同様の決算となります。

140ページをごらんください。

農業公園湯ったり館管理運営費，湯ったり館の管理運営に関するもので，26年度との比較では4,655万9,000円のプラスとなっています。その要因といたしましては，空調機の更新，都市ガス化に伴う関連工事の実施に伴うものです。27年度は年間で19万8,119人がご

利用されています。

13の委託料，農業公園湯ったり館管理運営，これは指定管理料となります。実施設計，都市ガス化工事の設計費です。

15工事請負費，以下，記載のとおりとなります。

続きまして，農業公園農業ゾーン管理運営費，まちづくり文化財団に支払う指定管理料です。

農業振興事業，農業振興を図るためのもので農地中間管理事業や秋の収穫祭や観光物産センターの管理運営に関するものです。26年度との比較では57万6,000円のプラスとなっていますが，それぞれの事業の増減によるものです。

19負担金，補助及び交付金，補助金，地域農業振興支援活動費，これは，兼業農家及び高齢者農家等の離農者から優良農地を借り受け，担い手に貸しつける農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業のための補助金で，担当する職員の人件費と事務経費に充当されています。

市まちづくり文化財団，これにつきましては。秋の収穫祭やたつこのマルシェ，担い手へのパソコン講習，農業ヘルパー制度の運営，観光物産センターの管理運営費などに補助しているものです。

農業振興基金費，この事業は農業振興基金利子の積み立てです。

農作物風評被害等対策事業，農作物の放射能測定に関するもので，26年度とほぼ同様の決算額です。27年度の測定件数1,092件，前年度は1,171件ですから，若干ながら年々減っているようです。

畜産振興事業，この事業は団体への負担金と補助金が主なものとなります。

一番下です。職員給与費，農地，1名分，所管です。

142ページです。

土地改良助成事業，この事業は負担金が主なもので，26年度との比較では1,020万1,000円のプラスとなっています。その主な要因は，地域資源保全事業負担金の増額によるものです。

19負担金，補助及び交付金，負担金，江川排水路改修事業，県稲敷土地改良事務所が整備した江川の改修事業に係る地元負担分のうち，牛久沼土地改良区が農林金融公庫から借り入れました15%分を市や地元負担として償還するものです。平成36年度まで続きます。

地域資源保全事業，地域ぐるみで農業用水，農道等の維持管理を行い，地域の資源環境や環境保全を行う地区を支援するもので，老朽化が進む農業用排水などの保守などの取り組みを支援するものとなりますが，すみません，二つあるんですね。地域の資源環境は環境保全を行う地区を支援するものと老朽化が進む農業用廃水などの保守の取り組みを支援するもので，国2分1，県4分の1，市が4分の1の負担割合となります。

土地改良整備事業，この事業は負担金が主なもので，26年度との比較では413万9,000円のプラスです。その主な要因は新規事業として，川原代地区の土地改良施工予定地区の調査が実施されたことと，それぞれの負担金の増減によるものです。

19の負担金，補助及び交付金，負担金，土地改良施工予定地区の計画調査費，川原代地区，県による経営体育成基盤整備事業，対象面積155ヘクタール，地権者数251名，この事業を進めるための調査費で，調査期間は27年から29年までの3年間，27年度では現地調査，道路用排水検討調査，計画平面図の作成などを実施しています。

岡田都市環境部長

農業集落排水事業特別会計繰出金であります。板橋・大塚地区の農業集落排水事業の安定化を図るため，特別会計へ繰り出しをするものでございます。

加藤市民生活部長

その下です。牛久沼土地改良区農業排水路管理，これにつきましては，土地改良区との

覚書に基づくもので、上限が1,000万で、年度末に工事の実績により精算されます。26年度との比較では260万円の増となっています。

生産調整推進対策事業、この事業は、負担金と補助金が主なものとなりまして、26年度との比較では195万6,000円のプラスです。その主な要因は、補助金の増額で、それぞれの事業実績の増減によるものです。

19の負担金、補助及び交付金、補助金、生産調整推進対策事業、生産調整達成者で、転作を実施した農家への助成となります。大豆、麦、そばは10アール当たり1万5,000円、飼料用米などは10アール当たり1万円を助成しています。対象面積は262ヘクタール。

転作定着化促進事業、生産調整達成者で1ヘクタール以上の連担団地及び土地利用集積に助成するもので、対象面積は69ヘクタール。

加工用米集荷促進事業、生産調整達成者で、加工用米出荷者を助成するもので、10アール当たり1万6,000円を助成しております。対象面積は156ヘクタール。

経営所得安定対策直接支払推進事業、龍ヶ崎市地域農業再生協議会の運営費を補助するもので、県補助金10分の10、定額が充当されています。

144ページをごらんください。

身近なみどり整備推進事業、住宅地周辺の平地林や里山を保全する事業で、下貝原塚、板橋、若柴の2.04ヘクタールを実施しています。決算額については26年度と同様です。

職員給与費、商工総務、5名分、所管です。

商工事務費、商工の振興及び企業誘致を促進するためのもので、26年度との比較では292万8,000円のプラスとなっています。その主な要因は、企業誘致奨励金と中小企業事業資金制度信用保証料給付金の増額によるものです。

19の負担金、補助及び交付金、補助金、企業誘致奨励金、企業誘致奨励金繰越分、これは両方で6件分となりますが、繰越分につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に、奨励金の新規のものについては対象となりますことから、決算額については2本立てとなっております。

中小企業事業資金制度信用保証料補給金97件分です。

24投資及び出資金、県信用保証協会損失補償寄託金、貸付金の代位弁済が発生したときの損失保証金で、市8%、保証協会8%、金融機関20%、保険が64%の負担割合となり、5件が該当しています。

市街地活性化対策費、商工会の補助金、交付金が主なものです。26年度と比較しますと、1億123万円のプラスとなっています。これは、歳入のほうでもご説明しましたが、商品券事業が26年度では10%のプレミアムで1億1,000万、27年度が20%のプレミアムで総額4億8,000万の事業としたことによる決算の増となります。

19負担金、補助及び交付金、交付金、プレミアム商品券事業、これにつきましては、高校3年生以下の子どもが3人以上いる世帯に対して、市の単独事業として1セット当たり2,000円を補助したものです。

プレミアム商品券事業、繰越分、これにつきましては、一般の20%のプレミアムをつけて総額4億8,000万円を販売したもので、プレミアム分や事務費相当分を商工会に交付したものです。

なお、今回のプレミアム、27年度のプレミアム商品券事業では、これまでの前年は商工会の加盟店が189店でありましたが、加入促進も相当、商工会で頑張りまして447店舗と大幅増となっております。

市街地活性化施設管理運営費、これは、市街地活力センター「まいん」並びににぎわい広場の管理運営に関するものです。26年度との比較では95万1,000円のマイナスです。その主な要因は、工事費の減によるものです。

146ページです。

11の需用費、修繕料、これは、「まいん」空調機、にぎわい広場ステージ等の修繕です。

14の使用料及び賃借料、「まいん」の用地の一部のにぎわい広場の賃借料となります。

この使用料にはコピー機の賃借料なども含まれています。

職員給与費，観光物産3名分，所管です。

観光物産事業，この事業は，市の認知度アップとまちの活性化を推進するためのもので，26年度との比較では835万5,000円のプラスとなっています。その主な増の要因としましては，佐貫駅東口への観光案内板の設置や駅前イルミネーション事業への交付金の増額によるものです。

148ページをごらんください。

負担金，補助及び交付金，交付金です。伝統芸能伝承事業，これは，撞舞保存会に46万円，小唄保存会に10万円を交付しています。

観光推進事業繰越分，これにつきましては，全体でお話ししますと，桜まつり，竜KOI舞祭，RYUとびあ音頭パレード，「龍ヶ崎とんび」凧あげ大会，駅前イルミネーション事業，花いっぱい推進事業，観光アンバサダー設置事業，佐貫駅東観光案内看板の設置などで，総額で記載されたとおりの決算額となります。

消費生活センター運営費，これは，消費生活センターの運営に関するもので，26年度との比較では51万9,000円のプラスとなっています。その増の要因としましては，消費生活相談員の入れかえによる通勤交通費の増，研修費等の増によるものです。平成27年度の相談件数は889件，25年度が681，26年度が718ですから，年々相談者数は増えているようです。27年度では60代の相談者の方が一番多い実績となっています。

岡田都市環境部長

職員給与費（土木総務）で所管となります。24人分であります。

次に，150ページをお開きください。

公共施設維持補修事業であります。13番の委託料で，産業廃棄物等処理費につきましては，廃プラ及び石綿含有物の処理代金であります。一般廃棄物等処理費は，木くずの処理費用であります。

その下で，職員給与費（建築指導）3名分で所管となります。

建築指導事務費であります。19番負担金，補助及び交付金，これは，県宅地開発協議会の負担金であります。

住宅建築物耐震改修促進事業であります。19番負担金，補助及び交付金につきましては，木造住宅耐震診断費2戸分と木造住宅耐震改修計画費1戸分であります。

職員給与費，地籍調査2名分，所管となります。

152ページをお開きください。

地籍調査事業であります。13番の委託料で，地籍調査，南中島1，入地3，4，川原代9地区の地籍調査測量費と図根点の復元測量の費用であります。

職員給与費，道路橋梁総務分6名分で所管となります。

道路管理事務費であります。13番の委託料につきましては，道路台帳補正，法定外公共物管理システム保守，佐貫駅東口駐車場管理，佐貫駅東口駐車場の機種保守，佐貫駅エスカレーター・エレベーター保守の委託費用等であります。

19番の負担金，補助及び交付金につきましては，狹隘道路整備事業2件分の補助金であります。内容は土地の分筆，工作物撤去，碎屑の費用であります。

道路整備促進費であります。

154ページをお開きください。

19番負担金，補助及び交付金につきましては，加盟団体への負担金であります。

次に，道路維持補修事業であります。13番の委託料につきましては，道路清掃等維持管理で，除草，樹木の剪定，害虫駆除等の委託業務費であります。その他，廃棄物処理費と佐貫駅広場清掃業務委託，シルバー人材センターで作業委託を行っております。

15番工事請負費につきましては，高須と長沖にまたがる旧小貝川にかかる橋の修繕工事等で，橋梁長寿命化計画に基づくものであります。工事内容につきましては，高欄の塗装補

強及び橋台の補修等であります。

道路排水管理費であります。11番の需用費につきまして、市内排水ポンプ場電気代及び修理費であります。

繰越修繕料につきましては、新町排水ポンプのオーバーホール分であります。

交通安全施設整備事業であります。15番工事請負費につきましては、交通安全施設工事第1号カーブミラー、区画線設置工事と交通安全施設工事第2号ガードパイプ設置及び区画線設置工事の費用等であります。

156ページをお開きください。

職員給与費、道路新設改良4名分で所管となります。

道路改良事業であります。13番の委託料につきましては、境界確定業務4-14号線、羽原町です。延長160メートル、路面正常調査延長30キロ、16路線のひび割れ率測定、佐貫駅東口ロータリー交通調査及び解析の委託であります。

15番工事請負費につきましては、市道第1-71号線、稲荷新田町内であります。13路線で、トータル延長3,931メートルであります。

158ページをお開きください。

市道第3-113号線整備事業であります。15番の工事請負費につきましては、道路改良工事、長さ130メートル、幅が6メートルの工事費と伐開整地工事の費用であります。

17番公有財産購入費につきましては、土地購入費、地権者10名、面積が1,093.40平方メートル、18筆と、26年度繰越分、地権者2名分であります。

市道第2-7号線整備事業であります。13の委託料だけでして、不動産鑑定土地評価、境界確定業務測量、実施設計の委託料等であります。

河川事務費であります。19番負担金、補助及び交付金の負担金で、茨城県河川協会ほか、5団体への負担金であります。これらの団体活動は、河川の治水事業や利水事業、河川環境整備などの促進に寄与するものであります。

準用河川等管理費であります。13番の委託料であります。準用河川堤敷清掃につきましては、準用河川である横田川、八代川、西大塚川の草刈り等にかかる管理委託費であります。

160ページをお願いします。

急傾斜地崩壊対策事業であります。15番の工事請負費につきましては、仮復旧工事26年度分の繰越分であります。

職員給与費（河川）1名分で所管となります。

排水路整備事業であります。15番の工事請負費につきまして、入地地区排水路整備工事、入地駅南側、いわゆる土水路の改修工事であります。宮淵地区排水路整備工事、宮淵集会所の脇の土水路の改修工事であります。新町排水路改修工事、新町の並木通りの伊勢屋橋上流付近地の江川へ行く排水路の分岐工事であります。

職員給与費（都市計画総務）5名分で所管となります。

都市計画事務費でございます。

162ページをお開きください。

13番の委託料につきまして、都市計画図電子データ作成につきましては、平成11年から13年にかけて作成した現行の都市計画図に、年数の経過に伴い現状とのそごが生じていることから、地図の更新を行うものでございます。また、あわせて地図データのデジタル化を行うことで、庁内での多角的な活用による業務効率化を図るとともに、閲覧用データの整備等により市民サービスの向上を図るものでございます。本事業は、平成27年から28年の2カ年継続事業として実施をしております。決算書記載の額2,804万7,600円につきましては、委託額4,752万円のうち、平成27年度分の年割予算額の範囲内で出来高払いを行ったものでございます。

次に、職員給与費、街路であります。2名分、所管となります。

街路事務費であります。19番の負担金、補助及び交付金につきまして、県用地対策連絡

協議会の負担金であります。それから、県街路事業促進協議会の負担金でもあります。

佐貫3号線整備事業につきましては、委託料として基本設計業務委託分であります。

公共下水道事業特別会計繰出金であります。当市の公共下水道事業の安定化と下水道特別会計の健全な運営を図るため特別会計へ繰り出しをするものであります。

都市下水道管理費であります。13番の委託料で、雨水排水ポンプ場維持管理につきましては、浅間ヶ浦ポンプ場の保守等の維持管理等であります。

職員給与費、公園管理分3名で所管となります。

164ページをお開きください。

都市公園管理費であります。13番の委託料につきましては、破竹川調節池維持管理エリア9万7,399平方メートル分の草刈り等の維持管理費と公園清掃と維持管理公園分、122公園分のトイレ清掃、草刈り、低木剪定等の費用でございます。電気工作物保安全管理につきましては、北竜台公園と龍ヶ岡公園の2公園分であります。飲料水滅菌装置保守につきましては、城南スポーツ公園、牛久沼水辺公園、向陽台公園、龍ヶ岡の4公園分であります。遊具点検につきましては99公園、391基分の委託料であります。

次に、森林公園管理運営費であります。13番の委託料であります。森林公園管理運営につきましては、シルバー人材センターへの委託料であります。森林公園宿泊施設内消毒業務委託につきましては、宿泊開始前と宿泊終了後に行っております。また、樹木剪定につきましては、高所にある折れ枝の剪定であります。それから、松くい虫防除委託であります。こちらにつきましては、5年に一回のサイクルで森林公園内の松の木を全て行っているもので、86本行っております。飲料水滅菌装置保守委託と浄化槽維持管理委託につきましては、年4回行っております。

緑化推進事業であります。19番の負担金、補助及び交付金につきましては、負担金として、県公園緑地推進協議会と県緑化推進機構への負担金と、緑の少年団活動事業への補助金であります。緑の少年団は歳入でも申し上げましたが、松葉と城ノ内の2校であります。

166ページをお開きください。

職員給与費（住宅）2名で所管となります。

市営住宅管理費であります。15番の工事請負費。市営富士見住宅の集会所外壁、屋根改修工事、給水解体工事等であります。

加藤市民生活部長

続きまして、194ページです。

一番下のほうになります。都市再生機構公民館償還金、今はコミュニティセンターになっておりますけれども、松葉のコミュニティセンターの駐車場用地、長山のコミュニティセンターの建物、この二つの償還金となります。

すみません、歳入のほうでちょっと説明に間違いがありましたので、38ページです。

この29ですね、コミュニティバス高齢者定期券売払収入、私、先ほど路線バスとコミュニティバスが共通で利用できる定期券42件分とお話ししたんですが、68件分になります。

以上で、環境生活部所管の決算の説明を終了いたします。

山宮委員長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては、一問一答でお願いいたします。

また、質疑及び答弁におかれましては、挙手をされるようお願いいたします。

それでは質疑ありませんか。

福島委員。

福島委員

決算書の146ページ、観光物産事業のところなんですけれども、13番委託料、観光物産センター管理運営、これ佐貫駅のところにある観光物産センターかと思うんですけれども、ここのちょっと内容を教えていただきたいんですけれども、販売額、来店客数、その辺のこれまでの推移をまずちょっとお聞きしたいんですけれども。

山宮委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

来館者数ですが、平成25年度が5,636人、26年度が5,938人、27年度につきましては6,342人でございます。

続きまして、売上額でございますが、平成25年度が278万5,717円、26年度が294万2,672円、平成27年度が316万8,699円となっております。

以上です。

山宮委員長

福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

少しずつ伸びてきているということだと、今、現状課題として何か抱えているものはあるのでしょうか。

山宮委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

課題といたしましては、観光物産センターの場所がわかりにくいというご意見が利用者の方から上がっております。現在、駅利用者の動線上に案内の看板を設置いたしましたり、店舗の前にのぼり旗や看板を置いたりしておりますが、新たな周知方法が必要であると思っております。

また、物産品のPRについてでございますが、販売スペースの都合上、商品数、種類ともに多くの物産品を扱えないという課題がございます。

今後、出店者の方々と協議を進めながら、商品のレイアウト、見直しですね、観光PR、嘱託員による販売手法の研究などを行って充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

山宮委員長

福島委員。

福島委員

場所がわかりにくいというお話ですけれども、佐貫駅の一等地なんだろうと思うんですよ。ですから、この売上額、物産品を置くスペースがなかなかとれない、情報発信の部分が大きいんだと思うんですけれども、まだまだ手を加える余地はあるんだろうと思いますので、物産品にしてももっともったいものをたくさん置いて、お客さんが寄ってくるような仕掛けをぜひお願いしたいと思います。決して悪い場所ではないと思いますので、

もう少し力を入れてもいいのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、次のページの148ページ、上のほうの観光推進事業、これは今、先ほど説明でいろいろなイベントの内訳を言っておいただきましたけれども、観光物産協会の主催の事業が多いんじゃないかと思うんですけども、もう少し詳しく、この観光物産協会の活動内容というのを教えていただければと思います。

山宮委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

先ほど部長からもお話がありましたが、観光物産協会での主催事業、改めて申し上げますと、4月4日に桜まつり、5月31日に竜K O I舞祭、7月になりますとR Y Uとびあ音頭パレードをお祭りの中日に入れております。冬の風物詩といたしましては、2年前ですか、25年度から始まりました牛久沼の水辺公園を活用しました「龍ヶ崎とんび」凧あげ大会、こちら主催しております。ほかには、佐貫駅前、これに加えて東口、西口、竜ヶ崎駅ということで3カ所で駅前のイルミネーション事業、こちらを実施しております。花いっぱい運動、こちらも馴染地区の皆様、川原代地区、小貝川花とふれあいの輪の皆様と一緒に実施しております。

あと、新たなところでは、やはり観光アンバサダーを設置いたしまして、3名の方でございしますが、龍ヶ崎の魅力発信ということで活動を始めております。

最後になります、佐貫駅東口ですね、観光案内看板ということでデジタルサイネージを設けて、市の玄関口、佐貫駅で龍ヶ崎のPRに努めているところでございます。

以上です。

山宮委員長

福島委員。

福島委員

観光協会と物産会が一緒になって観光物産協会が何年か前にできたと思うんですけども、イベントを少しずついろいろなものを手がけ始めているのかなと思うんですけども、もうちょっと観光物産協会そのものが前面に出てくるような仕掛けた方というのは、もっとあってもいいのかなと、これから先のことを、牛久沼のこととか考えると、あってもいいのかなと思いますので、所管がなかなか大変だというふうには聞いているんですけども、ぜひ観光、それから、物産に力を入れていただきたいと思います。

最後に、成果報告書の97、98ページなんですけれども、新たな商業拠点の形成とあります。新都市拠点開発エリアのこの開発事業化調査が行われているわけなんですけれども、この新たな商業拠点の形成というのは、ふるさと龍ヶ崎戦略プランがつくられた時点では、新都市拠点、これは商業拠点の形成というふうにならわっていたんだと思います。当時ちょっと時期が私よくわからないんですけども、商業施設ができた場合の影響度はどんなものがあるかという調査も行われたんだと思うんですけども、その後、議会の答弁なんかでも、この場所は商業施設ありきではないんだというような答弁があって、少し私は方向転換したところがあるのかなというふうに捉えていたんですけども、改めてちょっと確認したいんですけども、この新都市拠点、いわゆる駅北と言われているんですけども、この開発は、あくまで商業施設ありきということなのかどうかというのを確認したいんですけども、お願いします。

山宮委員長

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

ただいまのご質問ですが、このエリアにつきましては、やはり商業系ということも前提には考えております。しかし、それだけではなくてやはりこの区域の特徴であります市役所とか竜ヶ崎駅、そういった公共公益施設に隣接している区域でもございますので、そういった公共性のあるようなもの、そういったものも含めて様々な機能を持った都市拠点となるように整備方針は検討してまいりたいというふうに考えております。

山宮委員長

福島委員。

福島委員

ありがとうございます。確認でした。

以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。

岡部委員。

岡部委員

それでは、まず、決算書の36ページ、歳入の雑入、団体支出金の0011自治総合センターコミュニティ助成金、これと、これに当たる歳出のほう、50ページ、市民行政推進活動費の補助金、地域コミュニティ助成事業について、こちらは南が丘の自治会でAEDですとか机、椅子などいただいて、非常に住民も感謝しているところでありまして、これについては宝くじコミュニティ助成ということで、市の職員、いろいろ助言いただいて選定されたということなんです。これ以後の継続性というか今後そういった、こういう自治会なんかに対してそういう助成の何か協力できる体制についてちょっとお伺いしたいんですが。

山宮委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

こちらの南が丘自治会に対する助成事業を昨年度行ったわけですが、こちらの一般財団法人自治総合センターにつきましては、毎年8月の終わり頃から来年度、次年度事業の募集受け付けといったような形でやっております、そういった関係から、通常自治会関係ですと一般コミュニティ助成事業等が対象事業になるかと思うんですが、今後もそういった助成事業の周知をしていきながら、ご利用いただければというふうに考えてございます。

以上です。

山宮委員長

岡部委員。

岡部委員

順番にはなってしまうとは思いますが、結構もう年数たっている自治会ですとか、自主防災組織なんかにしてもそうなんですけれども、だんだん老朽化してきたものが出てきたりとか、非常にこういう制度を使えるとありがたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

次、よろしいですか。続きまして、決算書の128ページ、放射線対策事業について、委

託料で放射線除染処理609カ所調査ということでありましたが、これの結果というか特に何か問題がなかったのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

山宮委員長
富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

市内609所地点、344マスの測定のほうを行っておりまして、平均が0.08マイクロシーベルト・パー・アワーでございました。最大値が貝原塚町で0.15マイクロシーベルト・パー・アワーということでございますので、基準の0.23マイクロシーベルト・パー・アワーを下回っておりまして、特に問題はないという状況でございます。

山宮委員長
岡部委員。

岡部委員

ありがとうございます。

基準値を超えているところはないというところで、龍ヶ崎においては安心だということだと思います。

もう震災からかなり年月たっているんですけども、いまだに若い方は特に放射線量どうなんですかなんて、まだいまだに聞かれることもよくありますので、そういうところ、龍ヶ崎は安心ですよというところ、また周知していただけると、また、子育て世代、若者世代の流入にもつながるのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

じゃ、続きまして、130ページ、公害対策費の河川及び湖沼水質調査19カ所行われたということなんですが、概要で、特に特徴的なところなんかがあればちょっと教えていただきたいのですが。

山宮委員長
富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

こちらの水質調査につきましては、市内19カ所で実施をしております。計測時期は6月から12月ということでございます。

幾つかに分けて申し上げますと、牛久沼に流入しております四つの河川、谷田川、西谷田川、稲荷川、根小屋川の測定を行っておりまして、あと市内では大正堀川3カ所、江川4カ所、小野川2カ所、旧小貝川、薄倉川、羽原川、破竹川で行っております。また、中沼と蛇沼のほうでも実施をしております。

測定結果につきましては、おおむね基準値内というところもございますが、一部測定項目については基準値をオーバーしているところもございます。

以上でございます。

山宮委員長
岡部委員。

岡部委員

一部基準値をオーバーしているところもあるということなんですが、そういったところは何か今後の改善のようなものは計画があるのでしょうか。

山宮委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

工場から排水する汚染による水質の悪化という要因がある箇所がございましたので、水質汚濁防止法を所管する茨城県のほうと調整をいたしまして、工場のほうを立入検査等を行っております、指導を行っているところがございます。

以上でございます。

山宮委員長

岡部委員。

岡部委員

ありがとうございます。

これから道の駅の計画などもありますし、自然環境は大いに売りにしていけるころだと思しますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後に、決算書156ページ、道路改良事業で委託料で佐貫駅東口ロータリー交通調査・解析等ということですが、こちらの解析結果、調査結果についてちょっと概要をお知らせいただきたいのですが、よろしく願いします。

山宮委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

佐貫駅東口ロータリーの交通量の調査結果と解析ということでご質問でよろしいかと思うんですが、佐貫駅東口のロータリーにつきましての交通量、数字的なものを上げさせていただきますと、全体的に朝の7時から8時、この時間帯と夜の7時から8時、この時間帯が、朝がこの1時間で435、夜が658というような状況になっております。あと、日中に関しましてはさほどの交通量は出ていないという形になります。

それから、解析の結果というようなことですが、解析に当たりまして、時間帯別の交通量から割り出したシミュレーション等を取りまして、四つの交通の流れをつくったわけですが、そういったものの中で目標といたしまして、まず、一般車とバス等の公共交通ですね、こちらの通行帯の区分、こちらの安全性を確保、それから、自家用車による送迎時に安全に乗りおろせるバースですね、安全乗りおろしのバースの確保、自家用車送迎担当が安心して駐停車できるスペース、こちらの確保、緊急避難及びイベント等活用等ができる広場としての空間の確保、この辺のところを改善目標といたしまして解析していただいたところでございます。

その結果、一番安全にいくのには佐貫駅へ向かって右側、左側をもう一般車公共交通というような形で分かれる動線、流れをつくっていくのがベターかなというような解析が出てきております。今年度が、それに合わせた基本設計、そちらのほうを委託していくつもりでございます。

以上です。

山宮委員長

岡部委員。

岡部委員

ありがとうございます。

この東口ロータリーについては、いろいろ住民からのクレームなんかも多いところだと思います。引き続き慎重に、こういった検証していただいて、解析結果をもとにスムーズな動線確保できるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

山宮委員長

休憩いたします。

午後1時、再開の予定であります。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかにありませんか。

深沢委員。

深沢委員

では、よろしくお願いいたします。

成果報告書のほうです。10ページです。10ページの協働事業提案制度のところでは、

その提案制度の中で、提案の中で竜ヶ崎線の実物大のSLアート、あれはすばらしかったですね。私も拝見させていただいて、いや、すばらしいな、本物そっくりって、見に来た方もみんな褒めていました。そんな中で、だんだんほかのところも同じだと思うんですけども、提案件数が減ってきている状況ですよね。その提案件数の中で、特に行政提案になりますと、平成26年度もゼロ、27年度もゼロということがありまして、この提案の増加の検討というのはどのようにされたのでしょうか。

山宮委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

提案件数の増加策ということでございますが、まず、行政提案のほうについてでございますが、こちらにつきましては庁内各課とのヒアリング等を行いまして、それでいわゆる市民との協働の事業を出せるような、提案できるような、そういった形で現在やっていますというようなことで検討しているところでございます。

また、いわゆる市民提案、増加策の部分でございますが、こちらにつきましては、提案者となる市民活動団体が集まります市民活動フェアとか、あとは市内NPO法人の交流会などを通して、この協働提案制度の概要等の説明をさせていただきまして、制度の利用促進といったものを今、図っているところでございます。

また、運用方法等を見直しまして、今年度から審査とか決定の時期を早めるため、当該年度で実施の希望をする提案事業が早く、そういった審査に着手できるようになりましたことから、制度の利便性といったものを向上させたところでございます。

以上です。

山宮委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

それは、協働事業のあり方というのを検討されたということですよ。

山宮委員長

齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長

協働事業のあり方についてでございますが、協働事業につきましては、提案者である市民活動団体だけでなく、多くの市民の皆さんが事業のほうに参加していただくことで、さらにその効果が生まれるというふうに考えております。そういったことから、昨年度からではございますが、市民の皆さんに実施事業に対する理解を深めていただきますよう、広報紙のりゅうほう一に実施事業の決定を報告するだけではなく、進捗状況なども掲載しているところでございます。

以上です。

山宮委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。

ぜひ皆さん、多くの方からいろいろ提案をいただいて、広めていただきたいなと思います。

また、できたものに対しても、もっともっとうこういうものが展示してあるよ、こういうことをやっているよというPRが必要かなと思うんですよ。あそこのヨーカドーのSL見て、ああ、すばらしい、私フェイスブックに載せちゃいました。本当に、そちらこちらからすばらしいという反響返ってきていましたので、皆さんにどれだけこの龍ヶ崎でこういうことができているのかと広めるのも大事なんじゃないかなと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

次にいきます。次に、38ページです。

38ページの新たなまちづくり補助金制度の活用促進のところですか。この中で、地域づくり補助金制度のところ、交付対象の41組織のうち申請のあった29、その申請のなかった12組織がありますよね。そこが申請しない理由はどんなふうにお考えになっていますか。

山宮委員長

齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長

申請のない組織につきましては、従来から組織としてイベントや事業活動がなされてないといったところや、また、組織のいわゆる活動資金といいたらいかがでしょうか、そういったものがある程度確保されていると、また、そのほかの理由としましては、住民自治組織の代表の方が高齢であったり、あと申請手続が面倒だといったことが理由として挙げられると考えております。

以上です。

山宮委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。

高齢になってくると、全てにおいてちょっとおっくうになってくるのはよくよくわかるんですけども、その高齢の方でも出しやすいような申請の仕方、簡単な申請の仕方なんかも考えていただけたらいいんじゃないかなと思います。

それと、年度途中の11月に申請に関する案内文なんか出していますよね。それに対して、何か動きがありましたか。

山宮委員長
齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長

この補助金につきましては、深沢委員おっしゃるとおり、11月に再度、補助金利用の案内文書のほうを送付しております。昨年度の例からいきますと、三つの地区のほうからまちづくり補助金の申請書の提出がございました。

以上です。

山宮委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

やはり1度ないし2度ないし3度ないし、繰り返しお誘いするということが大事なんじゃないかなと思いますので、先ほども話ししましたように、申請しやすい、そういう用紙をつくっていただいて、それで、何度か働きかけをしながら全員が巻き込んでいけるような、そういう体制でよろしくお願ひしたいと思います。

次にいきます。84ページです。

まちの探訪モデルコースの設定というところです。この中では、モデルコースの作成周知をしてもツアーに至らなかった。そのツアーに至らなかった理由というのは、どのように考えていらっしゃいますか。

山宮委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

今回、観光モデルコースということでつくったわけですが、マップ形成施設との調整や原稿校正などに時間を要しまして、27年度にツアーの開催までは至りませんでした。

今回のマップ作成に当たりましては、龍ヶ崎市観光物産協会内で観光部会長ほか3名の女性の方が、子育て経験を持つ女性の方なんですけど、従来の観光マップやモデルコースなど研究して、女性ならではの目線で地域資源を改めて見詰め直して子どもたちとか子育て世代に注目したマップをつくったわけでございます。

しかしながら、皆様、仕事合間、家事も忙しい時間につくっていただいたということもあって、かつ、これ初めての試みであったということもありまして、時間はかかりましたが、今までにないよいマップができたと思っております。1万部ほど作成し、ほぼ配布終了ということで人気でございます。

以上でございます。

山宮委員長
深沢委員。

深沢委員

1万部配布して、これからツアーのほうを考えていくということでしょうか。

山宮委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

はい、配布終了間近でございますので、改めてこれを増刷する、増版すること、あわせて今年の12月頃にこのモデルコースを使ったツアーですか、こちらを開催する予定で順次、現在準備を進めております。

以上です。

山宮委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

女性ならではの、また、子育て世代ならではのこういうものが成功しますと、すごい龍ヶ崎のPRになると思うんですね。若い人たちに越してきていただきたい。龍ヶ崎で、こういうことをやっている、おもしろそうだね、楽しそうだね、行ってみようかな。そういうところから、やはり人口というのは少し少し増えていくんじゃないかなと思いますので、これからまた、よろしく願いいたします。

104ページです。起業者支援のところでは

この起業者支援の具体の活動実績及び成果のところでは、数件相談があったものの当該補助制度の対象外であったと書かれていました。補助金の交付がなかったと。対象外と判断した基準や理由を教えてください。

山宮委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

これはコミュニティビジネスなんですが、コミュニティビジネスの趣旨というのは、地域の人材や資源を活用して、地域が抱える課題を有償のサービスの手法によって解決する事業ということでございます。

具体的に申し上げますと、地域の利便性の向上または活性化に資することができる事業とか、発展及び継続が見込まれる事業、新たな就労機会を創出できる事業というものでございます。

昨年相談がありました数件なんですが、こちらの要件に合致しなかったということで、相談までということになりました。

以上でございます。

山宮委員長

深沢委員。

深沢委員

わかりました。

じゃ、活性化や利便性、発展性、地域の人材、それから、課題等のことを出してくるといって、また、具体的に起業を支援する皆様方に向けてのPRの中で、もっとわかりや

すくこういうものを望んでいるんだということをはっきり出して、募集かけたほうがいいんじゃないかなと思いますので、その点また、よろしく願いいたします。とっても大事な、これから女性なんかも起業していくのに大事なんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

124ページです。生ごみの減量の推進です。

それも具体の活動の中で、5番のところの先進地の事例研究というのがありました。土浦市のごみの分別収集、つくば市の雑誌分別袋配布について、事例を視察されたと思うんですけれども、それを見てきてわかったことというのはどういうことがあったでしょうか。

山宮委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

まず、土浦市のほうから申し上げます。

土浦市では、民間企業と協力して生ごみを有効活用しております。可燃ごみと生ごみを分けて回収を行い、回収された生ごみは民間企業が運営しています資源リサイクルセンターバイオプラントに運ばれ、メタン発酵という技術を用いて、バイオ燃料が作り出され、重油のかわりに使用しているということでございます。

この施設は、家庭系生ごみや食品廃棄物系のバイオマス資源をメタン発酵、発酵堆肥化によりバイオガスエネルギーと堆肥化にリサイクルする、平成24年3月時点では国内初の施設でございました。民間施設を活用した、ごみ減量の方法でございました。

次に、つくば市でございます。つくば市では、可燃ごみに含まれます紙類の取り組みでございます。可燃ごみのうち、約30%が紙類だったことから、平成26年度、試験的に雑紙袋を作成し、配布したところ、リサイクル意識の向上、雑紙の資源化に効果が見られたということでございます。つくば市では、雑紙袋を作成し、意識の啓発、回収促進を図ったということを伺ってございます。

以上でございます。

山宮委員長

深沢委員。

深沢委員

わかりました。

つくば市の雑紙袋というのは、その袋に紙を入れるということですか。

山宮委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

新聞紙の回収の袋というのはよくご存じだと思いますが、雑紙といいまして、ティッシュペーパー箱であるとか封筒、はがき、トイレットペーパーの芯、メモ用紙など、様々なものを入れていただいて雑紙として回収するというので、当市でも行ってはいるんですが、その新聞の袋と同様なものはございませんので、通常の手提げ袋でも、紙の手提げ袋で大丈夫なんですけれども、そういったことの周知等を行うきっかけとしても雑紙袋を試験的に配布するというようなことは有効な手段であるかとも考えておりますので、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

山宮委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

この土浦市のバイオ燃料にしている。それから、つくば市の雑紙、この意識づけだと思
うんですけども、その二つを取り入れる考えもおありなんではないでしょうか。

山宮委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

土浦市の事例では、民間企業がそういった活動を行うというようなことで、連携して行
っている状況がございます。また、牛久市で行っている生ごみの堆肥化についても、そう
いったところを受け入れてくれる企業があって、はじめてできるというような部分ござ
いますので、現在のところ、当市で今の状況の中では難しいのかなというように捉えてお
ります。

続いて、先ほど申し上げましたが、つくば市の雑紙袋につきましては、その意識の啓発
につながるというようなこともございまして、今、市内の民間企業のほうから市に協力で
きる事業はないかというようなお申し出があったところがありまして、この雑紙袋を作成
していただけないかという打診をこれから行うというような状況でございます。

以上です。

山宮委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

私は雑紙を出しているんですけども、それに新聞を配っているところから袋がくるじ
ゃないですか、このぐれらいの紙の袋、それに雑紙を入れて出すようにしているんですね、
新聞じゃなくて、新聞はまとめて、ひもで縛って、それで雑紙はそれに入れてい
るんですよ。ですので、その雑紙袋が必要かもしれませんけれども、いろいろな形で、また、そ
ういう意識づけという意味では、そういうのも使ったらいいんじゃないかなと思いますので、
またご検討ください。また、よろしくお願ひします。

次にいきます。決算書です。

68ページ、（仮称）市民サテライトステーション整備事業です。サプラに、この7月1
日にオープンしましたが、具体的に結構行くと、いろいろな方がいらっしゃる。いつ行っ
てもいらっしゃるような状況は見ているんですけども、ちょっと事業内容をもう一回教
えてください。

山宮委員長

谷川市民窓口課長。

谷川市民窓口課長

27年度の決算において、上げさせていただいていますのは、こちらのサプラの窓口ステ
ーション開設に当たりまして、そちらのほうの壁面工事とか天井工事といった、内装に当
たる工事の実設計になります。

山宮委員長
谷川市民窓口課長。

谷川市民窓口課長

失礼しました。ステーションの概要になります。

面積は約15坪、そうしまして、営業の日には基本的には年中無休になりまして、朝の10時半から夜の7時まで、また、月に1日ほどはメンテナンスの日がございますので、そちらのほうはお休みさせていただくと、あと年末年始の合わせて6日間もお休みさせていただきますことになります。

こちらのほうで取り扱っている内容は、ただいまの西部出張所、東部出張所、そういったところで扱っている業務、証明書の交付ですとか国民健康保険、年金、マル福の加入とか喪失、あとこども課の子ども手当の申請の受け付けとか、そういったものに含めまして、加えましてパスポートの交付とマイナンバーカードの交付も予約制ですけれども、こちらのほうを取り扱っております。

以上です。

山宮委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

市民の皆様は、みんなあそこに来てくれてよかった、また、コミュニティじゃなくて何でしたか、車も行くようになって本当によかったというようなことを言っていました。便利になったということ喜んでいましたので、いつ行っても人が来ていますので、本当によかったと思います。またこれからよろしくお願ひしたいと思います。

86ページのほうです。

住民記録等証明事務費のところですか。そのところの備品購入費のカード追記プリンター4台、それから、自動搬送式磁気カードリーダーライター4台、これはどのようなことに使うのでしょうか。

山宮委員長
谷川市民窓口課長。

谷川市民窓口課長

まず、カード追記プリンターですけれども、今度始まりましたマイナンバーで配られた通知カードですとかマイナンバーカード、また、以前からありました住基カード等、外国人の方は外国人の登録証といったカード、こちらのほう、表面にはお名前とか住所、生年月日といった身分を証明するような記載があるんですけども、こちらに変更があった場合、カードの裏側に、そちらのほうの変更内容を記載して証明するようなことになっています。こちらのほうを記載できるような形のもの、プリンターを出張所と市民窓口課で買わせていただいたのが、このカード追記プリンターになります。

次に、自動搬送式の磁気カードリーダーライターなんですけれども、こちらのほうは印鑑登録された方がマイナンバーカードを取得された折に、そちらを使ってちょっと便利に使っていただくというか、紛らわしくないようにしていただくというものなんですけれども、少しややこしいお話なんですけれども、印鑑証明を発行する際、窓口等と自動交付機、コンビニ、こちらのほうの認証の方式がみんな違うんです。といいますのは、カードのどの部分を使って認証するかということなんです、例えば窓口ですと、カードの上のところの横に磁気テープというのが張ってあって、そちらのほうを使って認証させてい

たきます。それに対しまして、自動交付機とかコンビニはICチップのデータを読むようになっています。今現在、印鑑登録されている方がコンビニでマイナンバーカードを使ってとっていただくといったときには、そのICチップを使っていただいても可能なんですけれども、そのままですと、窓口のほうでは印鑑証明をとっていただくことができない状態なんです。というのは、印鑑登録証、今年から配付させていただいていますが印鑑登録証の磁気データというのは、そのままですとマイナンバーカードのほうに入っていないので、そちらのほうが使えない。じゃ、これはちょっと不便だろうということで、印鑑登録証の磁気データをマイナンバーカードのほうに移してあげる機械、そちらのほうがあれば皆さん便利に使っていただけるだろうということで、こちらのほうの自動搬送式磁気カードリーダーというものを使って、印鑑登録証のデータをマイナンバーカードのほうに移させていただいて、両方で窓口で使えるようにさせていただいているような、そういった機械になります。

山宮委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

利便性を考えていただいたということで、ありがたいと思います。

次にいきます。128ページです。

放射線対策事業のところでは、先ほどお話があって、609の測定をしてくださって、基準値を超えているところはどこもないというような、そんなお話もいただきました。

これに対する相談等は来ているかどうかだけお聞かせください。

山宮委員長
富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

放射線測定後に特にうちのほうで相談を受けた事例はございません。

以上でございます。

山宮委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

先ほど岡部委員のほうからも話があったように、行き会おうちのほうもそれは大丈夫かしらねなんて、放射線は大丈夫かしらなんて聞く人はいるものですから、これからも定期的にやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。148ページ、消費生活センター運営費のところでは、

消費生活センターのところでは、聴覚障がいの方の相談等ありますか。

山宮委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

現時点で相談の事例はございません。

以上です。

山宮委員長
深沢委員。

深沢委員

聴覚障がいの方が電話というわけにもいかないかなと思うんですね。そのときに、メール等での受け付けなんかは受けられるかどうかというのを聞かせていただきたいんですけども。

山宮委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

おっしゃるとおり、電話での相談というのはなかなか難しいだろうと思います。メールとかファクス、手紙の相談なんかを考えられます。現時点でも、高齢者の方々、筆談なんということでご相談も承っているという状況でございます。

以上です。

山宮委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

メールで受け付けていただければ相談が受けやすいんじゃないかなと思いますので、これからそういう方がありましたら、ぜひメールでの受け付けのほうをよろしく願いしたいなと思います。

次にいきます。166ページです。

市営住宅管理費のところなんですけれども、今、市営住宅の募集何回かありましたけれども、定員に満たない状況が今、続いていますよね。これに対する検討なんかはされましたでしょうか。

山宮委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

市営住宅に空きがあるという状態は十分把握しておりますので、何らかの対応はしなければならないというふうに考えております。

そこで、今年度はもう既に募集をしたところなんですけど、やはりこれまで以上に手厚く周知をする必要があるだろうということで、実施する際には、これまでりゅうほーやホームページなどでお知らせをしてきたところなんですけど、それに加えて、コミュニティセンターや民生委員へも周知のお願いをしたところでございます。

山宮委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

確かに周知はすごく大事だと思いますし、広く周知していただきたいんですけども、市営住宅への入居基準ありますよね、幾らから幾らまでと違って、その入居基準等の見直

し等の検討はいかがでしょうか。

山宮委員長

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

入居基準についてでございます。主だったものとしますと、やはり今お話がありました収入の基準でございますね。それと、もう一つ、市の条例でもって税金等の滞納がないということの規定がございます。

この二つがやはりひっかかる方が結構いらっしゃるんですが、まず、収入基準につきましては、これは公営住宅法により規定されているものですので、やはりこの龍ヶ崎市独自に設定をするということは難しいというふうに考えております。

もう一つの税金等の対応につきましても、やはり市民の方から見たときに、負担の公平性というのを考えてみますと、この基準を緩和するとかといったことについては難しいのかなというふうに考えております。

山宮委員長

深沢委員。

深沢委員

わかりました、課長、税金滞納は別物として、収入の基準をちょっと下げてもらえたら、また違うかなと思ったんですけども、それも決まっているということなんですね。決まっているものは変えられないですから、わかりました。

でも、なるべくこのあけておくのはもったいないですので、ぜひまた入れるような、入るようなそういう周知のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。

坂本委員。

坂本委員

すみません、何点かお願ひします。

成果報告書30ページです。

中核的地域コミュニティということで、今回、久保台地区が新しく立ち上がって、立ちあがったところまではいいんですが、これを見ていても、やはり立ち上がるまでのことがメインで、立ち上がった後というところというのが、なかなかちょっと苦しいのかなと思うんですが、そこでちょっと質問あったのが、要はどうしても、センター長、副センター長が地域コミュニティの事務局的な立場とか会計的な立場になって、作業というか仕事の量的なものというのがちょっと増えてきていると思うんですね。その辺あたりで何かセンター長会議とか、そういったところで何か意見等はあったかというのを、ちょっと質問したいと思うんですが。

山宮委員長

齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長

いわゆる地域コミュニティの活動をしているところの副センター長との問題ですが、毎

月一度、コミュニティセンターの連絡調整会議、センター長、副センター長があつまる会議があるんですが、そういった中ではやはり今はセンター長と副センター長で、交代、交代勤務になりますんで、なかなか一緒に勤務する時がないんで、いわゆるそういった事業をやっていく上でも、ちょっと連絡調整がうまくいかないといったようなお話はこれまでもございました。

そういったことで、協働課のほうでもちょっと例えば副センター長2人制度とか、そういった形でどうなのかといったことで検討したんですが、予算的にもう1名分の報酬が増えてしまうといったようなこともありましたんで、まだそういった意味で、そういった形といたしますか、そういったことにはなっていないんですが、この点につきましては今後、中核的な地域コミュニティも11カ所になってきておりますので、それぞれの組織のほうでも活動もだんだん盛んになってきていますから、継続してその辺ちょっと検討したいというふうに考えております。

以上です。

山宮委員長
坂本委員。

坂本委員

ありがとうございます。

確かに、センター長、副センター長と交互に出勤になってしまうので、連絡って手紙とか、それだけになっちゃうんで、どうしてもというところだと思うんです。あと、基本的に、もう立ち上がったところというのは、何が必要かという、イベントの企画だとか、あとは人をどういうふうに寄せようかとか、そういったところのほうメインになってくると思うんですよね。そうすると、地域担当職員が今、この次のページもあるんですが、その辺が非常に有効に活用して地域コミュニティでもしていただきたいと思うんですが、ただ、やはりその地域コミュニティの担当で来ていただける職員で、要は、例えばですよ、例えばですけども、商工観光課で、よくイベントをやっていたような人が来てくれていれば、例えば飲食店を呼ぶときの食品安全関係の規制だとか書類だとか、そういう出し方ってすごいわかると思うんですよね。ですから、そういった意味では、そういった地域担当職員も、そういったなるべく経験された人をうまく配置ができるといいななんていうふうに、これちょっと要望なんですけれども、ただ、やはり現実スタートしてからの苦しいところって、そこだと思うので、その辺あたりもちょっと検討していただきたいなと思います。

次の質問です。成果報告書の204ページです。空家です。

204ページで空家等の活用促進費ということで、2番目に関係各課協議ということがあるんですけども、本当に空家って、私、前から言うようにいろいろな課の方が、いろいろなところで考えていらっしゃると思うんです。関係各課が集まって、どんな話があったのかなと思ひまして、その辺の内容をちょっと教えてください。

山宮委員長
木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

空家につきましては、交通防犯課が総合的な窓口を担っているんですけども、この場合、危機管理室ですとか、あとは環境対策課ですとか施設整備課とか、いろいろこの法律が全面施行になる前から、そういったことについて対応されている課が集まって協議を行っているところです。

内容につきましては、まず、最初のほうでは、これから空家対策計画をつくるに当たっ

て、それぞれの課で今までそういった空家に対してどういう対策をしてきたのかとか、そういった話をまとめながら課の現状をお伺いしたと。あとは、これから発生抑制ですとか適正な管理または解体ですか、解体除去なんかのそれぞれの各空家のステージに応じて、こういった施策が各課で担っていただけるのかとか、そういったことについて協議をしているところでございます。

以上です。

山宮委員長
坂本委員。

坂本委員

ありがとうございます。

それで、今回、空家の未来（あす）への資料で1,000何件というのが出てきたと思うんですけども、「空家等」となっているので、空家だけじゃなくて、何か店舗何か別なところもあいているところって調査か何かされたんですかね。

山宮委員長
木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

空家の中には店舗兼居宅ですとか、あとは空家、そういうのが含まれているということです。その「等」にはですね。

山宮委員長
坂本委員。

坂本委員

ありがとうございます。

最終的な話でいくと、成果報告書の35ページで、市民協働課のほうでも、35の上のほうですか、学校等の公共施設や民間施設の活用を進める、要は地域コミュニティといいますか市民協働課でも、こういった集まれる場所が必要だよという話と、昨日実はお伺いしたんですが、153ページで、高齢福祉課のほうでも空家を活用した何かできないかということでやっているんですが、結局、結果を見ると、建築基準法のというところで全て、結果も全て出てしまっていて、何かちょっと前に進んでなさそうな雰囲気だなと思ったんですね。

ですから、そういったときに、今度空き店舗で住宅兼というわけじゃなくて、逆に言う飲食店関係ですとか、そういったところであれば集客目的でやっていますので、人が入る設備というのは整っていると思うんですよ、建築基準法であれ消防法であれ避難関係でもあれ、そういった意味では、そういった活用というのも必要かなと思うので、どうせこれは空家対策としてやるのであれば、一緒にそういう店舗系も、もし調査できるのであれば、ある程度してしまっただけが私はいいいんじゃないかなと思うんですね。

以前に商工観光課で話聞いたら、空き店舗の数とか、実は結構調べていたりするんですよ。ですから、その辺あたりうまく連携をとって、空家対策進めていただきたいというふうに思います。意見です。

以上です。

山宮委員長
ほかにありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

お願いします。

まず、決算書の86ページで、ここの住民記録等証明事務費の中でマイナンバーに関する費用についてお聞きをしたいんですけども、一番最後に入っている、この地方公共団体情報システム機構に払っている2,217万2,000円と、先ほど備品購入費の中でも答弁がありまして、若干マイナンバー絡みかなとも思いますので、この中でマイナンバーの発行に関する費用について、まずお聞きをします。

山宮委員長

谷川市民窓口課長。

谷川市民窓口課長

こちらに入っているもので、まず、賃金のほうなんですけれども、こちらのほう、特設窓口を開設した関係で賃金で370万8,721円、こちら8名分になります。それと、旅費のほうなんですけれども2,360円、こちらマイナンバーカードのデータがスタートしたとき、昨年10月5日現在なんですけれども、その時点での住民登録者のデータを国のほうに持っていったときの旅費になります。あと、消耗品のほうなんですけれども37万5,904円、こちらのほうはマイナンバーカードの制度がスタートしまして、そちらの書類を入れる箱ですとか、それと、お客様に暗証番号とか登録していただくときの画面の横からちょっと見ても見づらくするような、そういう防止フィルター、こちらのほうですとか、あとマイナンバーカードができ上がったときに、できましたよという通知を差し上げるための窓あき封筒、こういったものをつくったようなお金になります。

あとは、郵送料として、役務費のほうなんですけれども51万4,832円、こちらのほうは通知カードが戻ってきてしまった方に対して、戻ってきてしまいましたというお手紙差し上げたりとか、もう一度それを送ってくれよと言われたときに再交付させていただく通知とか、そういったものの郵送料になります。あと、備品購入費です。346万7,520円、こちらのほうは、先ほど深沢委員からも質問いただいた、カード追記プリンターとカードのリーダーライター、この二つの種類の機械を買わせていただいたものになります。こちらのほうの合計で806万9,337円、こちらにあと、交付金のほうが加わって3,024万1,337円が決算書の中のマイナンバーにかかる費用となります。

以上です。

金剛寺委員

そうしますと、それに対する歳入の国庫補助金のほうの決算書の20ページでお聞きしたいんですけども、まず、この国庫補助金の中で出ている個人番号カード交付事業費で2,215万1,000円というのがあるんですけども、これは地方公共団体情報システム機構に払った分は100%と思っていたんですけども、若干の違いがあるんですけども、それとこの個人番号カード交付事業費ですね、今ほかに言われた、これはどういう基準で国庫補助の対象になっているのでしょうか。

山宮委員長

谷川市民窓口課長。

谷川市民窓口課長

まず、その上のほうの交付事業費のほう10分の10ということでお伝えしているかと思うんですけども、若干の違いがあります。こちらのほうは、実はお客様のほうでなくされ

てしまったとか、どこかへ行っちゃったので、もう一回再交付してくださいということで、お客様がなくなされた分については有料となります。そちらの分が差し引かれて交付となりますので、その若干の違いが出てきます。

次に、事務費のほうなんですけれども、こちらのほうは基本的に、まず人件費、マイナンバーにかかった分のみの人件費と、あと特設窓口をつくったときの経費またはこちらに関してどこかに出張したり何かした、そういったところの経費のお金もしくは国の基準のどちらか低いほうの金額ということで交付されますので、こちらの金額は何の分ということではちょっとなかなか言いづらい部分であります。

先ほどこの金額だよということで、賃金ですとか消耗品ですとか、あと備品ですとかというお話をさしあげました。この備品につきましては、それ以外のことにも使えたりしてしまいますので、こちらのほうは交付対象にはならなかったりします。あと、消耗品も同じように、こちらのほうのためだけではないので、そちらのほうも対象にならなかったりします。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
そうしますと、この事務相当分が出ている171万というのは国の基準のほうをとったということになりますか。

山宮委員長
谷川市民窓口課長。

谷川市民窓口課長
はい、そうなります。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
次の質問に移ります。
決算書の138ページの農業経営基盤強化促進対策事業の中の委託料の13の農業振興地域整備計画策定というのがあるんですけども、これについて、その見直しと言われていましたけれども、その内容と、その結果についてお願いします。

山宮委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長
農業振興地域整備計画は、農業上の利用を確保すべき土地の区域を農用地区域として設定して、当該区域において農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施する市町村が定める計画でございます。
この見直しによりまして、このたび塗戸地区、塗戸、半田、高作の一部、こちら合計しまして、こちら半田のセブンイレブンから飛行場のほうに向かって道路の両側です。合計で8.52ヘクタール、そして、薄倉地区、こちら工業団地へ行く道路の右手側になります。薄倉の一部ですが、そちらが0.88ヘクタール、合計9.4ヘクタールを今回農用地区域とし

て編入したものでございます。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

同じくその下のところの19の補助金のところの青年就農給付金についてお聞きしたいんですけども、これはもともと制度が1人150万の制度で、今回7名と言われていましたけれども、26年度で前払いみたいなことがあって、ちょっと内容が複雑になっているんですけども、その辺ちょっと整理してお願いします。

山宮委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

平成27年度青年就農給付金該当者は、合計で7名でございます。そのうち3名は平成26年度補正で前倒し給付、これは150万円の全額、これを3名が受けております。これで450万円を給付しております。残り4名が平成26年度補正で前倒し給付、150万の半額の75万円を4名、300万円給付しました。この平成27年度支給分につきましては、この4名分の前倒し給付に該当しなかった分、75万円掛ける4名分、こちら300万円でございます。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

同じページのその下の龍ヶ崎ブランド育成事業についてお聞きしたいんですけども、その中の19の負担金の中の減農薬米普及事業で、この金額は昨年から比べると若干減少されているんですけども、これは前にこの米は学校給食用の米ということでお聞きしていますんで、これは学校給食用の米が減ったためにこちら減ったものではないでしょうか。

山宮委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

こちらは、特別栽培米を市内小・中学校の給食用として出荷した場合に支払われる補助金で、最終出荷量83.3トン、30キロ袋で2,776袋、1袋当たり1,000円で、合計277万6,000円の補助金であります。こちら減額の理由につきましては、平成26年度と比較しまして減っている理由につきましては、児童・生徒の減少により消費量が減ったということでございます。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

次の決算書の140ページのところの一番上の農業公園湯ったり館管理運営費についてお聞きします。

このうちの委託料の農業公園湯ったり館管理運営で、昨年と比較すると500万ほどこの運営費が増えているんですけども、その辺のちょっと内容についてお聞きします。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

この湯ったり館の管理運営費の平成26年度と比較しまして増えたといった理由につきましては、管理に関する業務の収支見込により算定し、その中で歳出におきまして平成26年度と27年度を比較しますと、光熱水費が26年度が2,300万円、そして、27年度が2,700万円と400万円の増になっております。また、歳入におきましては、26年度と27年度を比較しますと、レストランやボディーケア等の委託料収入が1,660万円から1,600万円と60万円の減となっております。このこちら収支合計で460万円が指定管理料の増となったものであります。これらは、指定管理料が前年と比べ明らかに増減があった主な費用であって、全体の費用の中で増減がある中で査定された金額がこの金額になっております。

以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

湯ったり館のほうは今年になって、また工事をされているわけですけども、また光熱水費は違ってくると思うんですけども、そうすると、また見直しがあるということになりますか。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

はい、この委託料の指定管理料につきましては、毎年この収支見込みで算定をしておりますので、当然その今度、都市ガスに変わる、また、いろいろな機械が変わるといったことで、この見込み額は当然変わっていきます。

以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

次の決算書の142ページのところの上の土地改良助成事業のところの負担金の19番の中での地域資源保全事業というのは、これは今年度大幅に金額としても増加しているんですけども、中身はいろいろなことがあるんだと思うんですけども、ちょっと概略教えていただきたいと思います。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

まず、この概略といいますか、この地域資源保全事業につきましては、農地維持支払い、こちらと、資源向上支払い協働活動、そして、資源向上支払いの長寿命化と3本立てでなっております。そして、この金額につきましてはの増減、1,800万ほど増減になった理由につきましては、平成26年度までは市の4分の1の負担分を資源保全県南地域協議会に納入して、協議会は市・県・国分を合算して活動組織からの申請に基づき支出していましたが、平成27年度からは国・県分を市分を含め市から4分の4を交付することになりました。このように、交付ルートの変更をしたため、事業費が増加いたしました。

以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、そうすると、出し方が違ったということで、事業そのものは増えたということではないということですか。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

先ほど言いました事業そのものは増えていませんが、個々にエントリーですか、活動組織が参加している方々は新規分として増えている方がおります。この2,200万円の中の388万5,600円、こちらにつきましては新規分で、増えている分でございます。

以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございました。

次にいきます。

成果報告書の102ページ、これは企業誘致奨励金のところなんですけれども、平成27年度で、ここの102ページにあるように条例改正があって、この緑地面積の規制緩和ともう一つ新しく、この企業誘致奨励金制度の拡充という二つあって、これ実際に表れてくるのは28年度以降だと思えるんですけれども、現時点でこれの周知の行動とか、あと問い合わせとか、そういうものでありましたらちょっとお聞きをします。

山宮委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

おっしゃるとおり企業立地促進奨励金等々、今年度から改正いたしまして、つくばの里工業団地の連絡協議会等でその趣旨、活用を説明したところでございます。またあわせて、今後チラシ等も作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
今のところ、そういう問い合わせ等か何かはないものですか。

山宮委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長
はい、個々具体的に云々というのはございませんが、それに関しての企業誘致に関する問い合わせ等々はございます。
以上です。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。
次へいきます。
決算書の144ページの、これは例のプレミアム商品券で、これの波及といってもなかなか難しいところなんですけれども、もともと大型店と、あと地域の商店で使えるということがありましたんで、そのまま使ったとしたら大型店以外ではどのくらいの金が使われたということになりますかね。

山宮委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長
販売する時点で1セット1万2,000円で、小売店のみというものが6,000円、大型店も使用できて小売店でも使用できるというのが6,000ということで、50、50でございました。
使用率、こちらでございしますが、発行総額が4億8,000万円に対しまして、換金が4億7,962万1,000円ということで、99.92%となっております。その換金の状況から計算いたしまして、大型店が2億450万7,000円で、換金率は42.64%が大型店、小売店につきましては2億7,511万4,000円で、57.36%と小売店舗での使用が7,060万7,000円多い状況ということでございます。
また、あわせて申し上げますと、平成26年、27年、取り扱い店舗につきましても、プレミアム商品券ということでプラス259店増えました。26年のときは189店、昨年27年、プレミアムでは448店と増えております。
以上でございます。

山宮委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

大型店よりも少し小売店で使ってくれたということで、ありがたいというふうに思います。

次にいきます。

決算書の148ページ、この中の一番上のほうの交付金の中の観光推進事業についてなんですけれども、これは先ほどの答弁の中でいろいろなお祭りについては詳しく名称を挙げていただきましたんで、私のほうからは金額的に例えば東口につくりました案内板とか、ちょっと大きいものから主なものをちょっとお聞きしたいんですけども。

山宮委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

金額の大きいものから申し上げますと、佐貫駅の東口観光案内看板デジタルサイネージ、こちらが605万円でございます。次に大きいもので駅前イルミネーション事業、これ3カ所で200万円でございます。次に、RYUとびあ音頭パレード、こちら決算ベースで163万9,674円、あとは100万未満のものですが、参考に申し上げますと、観光アンバサダー事業ですね、こちらが90万1,051円、あとは桜まつり50万、あとは50万未満のものになります。以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。

東口の案内板が大変に好評だと思いますので、ありがとうございます。

最後に、決算書の154ページ、ここの中の道路維持補修事業の中の13の委託料の中に、道路清掃等維持管理ということで8,600万ほど計上されているんですけども、これは去年と比べると大分アップされていますんで、この辺の中身についてお聞きいたします。

山宮委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

道路清掃維持管理の内容でございます。こちらにつきましては、道路街路樹の害虫駆除、消毒、それから、道路除草業務、街路樹剪定業務等の委託費となっております。街路樹の高木、中木の剪定につきましては、枝や葉の伸びぐあいを確認し、剪定の必要性を判断して実施しております。去年は2年前に剪定を行った場所で枝葉が伸びている状況で、信号機や標識が見えにくくなったり歩行者の通行の妨げになるおそれのある場合並びに剪定の必要性がある佐貫地区の一部、長山地区の一部、工業団地地区の一部及び1-3号線、1-4号線幹線道路につきまして、補正予算に実施したところでございます。

以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

そうしますと、金額的に増えたというのは、その実施したところが多くなったという形でしょうかね。

山宮委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

実施した箇所数も増えたことによります。それと、前年度は枝葉の処分料のほうも増額というような形になりまして、その辺の事業費も不足しましたので、ちょっと補正予算のほうを上げさせていただいて実施しております。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

この辺はよく今後ともよろしくお願いたします。
私のほうからは以上です。ありがとうございました。

山宮委員長

ほかにありませんか。
大竹委員。

大竹委員

それでは、ご質問します。
成果報告書の89ページ、農産物の龍ヶ崎ブランド認定制度の構築というところでは、先ほど金剛寺委員のほうからもお話しありましたけれども、90ページの中段に特別栽培米の作付であります。昨年は90ヘクタールしか認証されなかったんですが、平成28年は何と168ヘクタールですね、1.86倍に認証を受けたということでありまして、そのご努力なり、また、その理由をお聞かせください。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

この特別栽培米の作付面積、こちらが168ヘクタールになった、そういった原因につきましては、有限会社横田農場、こちらが平成27年度が34ヘクタールだったものが、平成28年度、こちらで109ヘクタール、全て特別栽培米として申請したため、増加したものでございます。そういったところで、この横田農場が1件で、これだけ伸びたということでございます。
以上です。

山宮委員長

大竹委員。

大竹委員

具体的に挙げてもらってありがとうございます。
その特別栽培米、本当に学校給食で使っていたり、本当にすばらしい安心・安全ということで、食育に貢献していることと思います。そういう中で、一般的に1俵当たり、60キロ当たり米価して販売された場合、どのぐらいになっているかお答えください。

山宮委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

特別栽培米の価格につきましては、平成28年度価格で具体的に例を挙げますと、ブランド認定された3軒の農家さんがつくっている価格で今、申し上げますと、60キロ当たり2万5,800円、また、ある方は2万2,000円、また、もう一人の方は1万8,000円といったことで、おのおの値段にばらつきはあるものの一般のコシヒカリ、JA竜ヶ崎1等コシヒカリ、平成28年9月14日価格、そちらで比較しますと、そちらの価格が現在1万2,300円となりますので、5,700円から1万3,500円ほど高く設定されおられます。

以上です。

山宮委員長
大竹委員。

大竹委員

大変すばらしいことでございます。これからもどんどんと有機栽培、特別栽培米にご努力をしていただきたいと思います。

続きまして、117ページ、自然エネルギーの利用促進という形で、118ページの(2)公共施設への導入の検討の内容ですが、現在のところ買取価格が幾らぐらいで、また、そのイニシャルコストが幾らになるのか、採算事業ですね、そういうものが何年かかるのか、この辺のことを詳しくお聞かせください。

山宮委員長
富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

こちらにつきましては、資産管理課所管となっておりますので、申しわけありません。うちのほうが答えるということではなくて、ご了解いただきたいと思います。

山宮委員長
大竹委員。

大竹委員

はい、わかりました。資産管理課とこれからお話しします。

それでは、続いて、125ページ、地域リサイクル事業の充実ということですね。125ページの(3)家庭系ごみの中で資源ごみとなる雑紙が燃えるごみとして排出されていることから、リサイクルの雑紙として適正に排出されるよう、本年度重点的にキャンペーンを実施するとありますが、まずはその平成26年度並びに27年度のごみ質の分析調査、これは厨芥とプラスチック、紙類、草木類、その他というふうに今までも分析していますが、その内容をお聞かせください。

山宮委員長
富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

申しわけありません。厨芥類、生ごみと紙類の割合でご説明させていただきます。

平成26年度厨芥類、生ごみでございますが、32.8%、紙類は27.9%でした。平成27年度

です。厨芥類、生ごみが39.6%、紙類は27.0%でございました。

なお、平成26年度、27.9%のうち5.4%についてはリサイクル可能な紙類であるという結果でございまして、27年度については27%の中の5.9%、全体の5.9%ですが、5.9%はリサイクル可能な紙類だということでございます。

以上です。

山宮委員長
大竹委員。

大竹委員

先ほども深沢委員のほうから雑紙についてのご質問があり、環境対策としても先進地を視察して、これから検討していくという内容をお聞きしましたがけれども、雑紙の中にもいろいろありまして、私たちの場合には、特にこういうペーパーにして、それを場合によってはそれぞれにシュレッダーにかけて資源ごみにして出すというような作業を私はしているんですけども、どのような手段でこれから雑紙のリサイクル化を考えているのか、その辺お聞かせください。

山宮委員長
富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

雑紙のリサイクルにつきましては、先ほど申し上げましたように、雑紙の袋をつくりまして、小学生等に配布をし、家庭内で雑紙について資源として使えるんだということ子どもさんに実践してもらうことによりまして、親御さんのほうに波及をするような取り組みもいいのではないかなというような話もございますので、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えております。

ペーパーシュレッダーダストにつきましては、市役所においては民間リサイクル業者に引き渡して資源化を図っておりますので、各事業所等においてはそういったようなことも行われているというふうに判断しております。

以上でございます。

山宮委員長
大竹委員。

大竹委員

私としてご提案させていただきたいのは、地域コミュニティとか、そういう形にシュレッダー及びそのシュレッダーダスト等々を置いてもらえれば、なお一層リサイクル化に進むし、そのごみ減量550チャレンジですか、それに大きく貢献するのではないかと思いますので、ご要望申し上げます。

続きまして、97ページ、お願いします。

新たな商業拠点の形成でございますね。97ページ、新都市拠点開発エリア事業化調査の実施における事業化に当たっての課題や問題点は何だったのか、その辺お聞かせください。

山宮委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

今回この新都市拠点開発エリアの事業化調査をした結果でございます。今、ご質問の事業化の課題や問題点といったところですが、まずははじめに、土地所有者の方々に土地利用転換をすることについての賛同をいただけるかといったところでアンケート調査を実施しております。その結果、賛同率は64%という結果になりましたので、これは同意率としてはちょっと低いかなというふうにとめております。

今後、仮に組合施工での区画整理事業等を考えた場合に、同意率は3分の2以上で実施はできるんですけども、現実的には一般的には9割程度のやはり同意がないと難しいというふうに言われておりますので、今後は土地所有者の方々への同意率を上げていくといったことが必要になったかというふうに考えております。

次に、開発手法をどういったものにするかといったこととございます。土地所有者の方々には、民間主導で行う開発行為というものもできないのかといったご意見もありましたので、そういった事業手法がとれるのかどうかといったものも検討してまいりました。そういった結果、先日の全員協議会の中でも報告をさせていただきましたが、やはり開発行為につきましては、都市計画法に合致しない面が出てきますので、市としましては区画整理事業が望ましいのではないかとということで提案をさせていただいているところでございます。

次に、この事業化調査の中で全体の概算事業費についても触れております。イメージ図をつくりまして、これはあくまでもイメージなんですけど、それをもとに概算事業費をはじめとしたところ、42億ほどの事業費となっております。これも全員協議会でご報告させていただきましたが、やはり高額な事業費になるということなので、この事業費につきまして今後どのように調達していくのかといったところをよく検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

山宮委員長

大竹委員。

大竹委員

全員協議会で資料もいただきまして、ご説明も今のことは受けました。そこに行くまでの過程をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委託先が選定されてのエリアの立地特性の検証の結果、お聞かせください。

山宮委員長

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

今回、事業化調査を行うに当たりまして、コンサルタントに委託をしたところでございますが、市と協働で立地特性の検証等を行ってきております。その中で、まず、まちづくりの方針、そういったところからの観点から申し上げますと、この区域につきましては、様々な機能を持った市全体での都市拠点として整備されることによりまして、市役所は竜ヶ崎駅などの公共公益施設とも隣接していることから、市全体の活性化やにぎわいの復活につながるだろうというふうに考えております。

また、道路交通網や商業施設の分布等から見た場合、この区域は主要地方道であります千葉竜ヶ崎線、あるいは潮来線の結節点に位置しておりますので、市内外からの交通アクセスにすぐれている場所であると捉えております。よって、高い集客ポテンシャルを持っていると考えられることから、この地区に立地することは適正であるというふうに考えているところでございます。

山宮委員長
大竹委員。

大竹委員

ポテンシャルという世界の中で、その今のご説明だと、この地点は公共性があり、なおかつそういう中でバイパスもしっかりしているので商業的な適性があると、これは以前にも議会の中で聞かされた問題でございますけれども、この立地はあくまでも今現在、農業調整区域地ということだと思いますよね。市街化調整区域だよね。市街化調整区域という、そういう形で活用されているのが現状であります。そういう中で、農業振興の観点から、このポテンシャルの位置というところの考え方などは協議の中に出ませんでしたか。

山宮委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

農業振興の観点ということですが、委託の考え方としてはこちらに商業を中心とした都市拠点を整備する場合、どのようにできるのかといった観点で入っていますので、別の枠で、ここは農業振興区域になりますから、それの中での農転とかができるのかというのは、別の場所では協議はしております。ですから、立地特性という観点で、ここに農業施策を推進するとかいったような考えでの検討はちょっとやっていないところです。

山宮委員長
大竹委員。

大竹委員

97ページに国・県等の関係機関との連絡調整、協議という形がありますね。そういう中で、2番目に農政関連部署との連絡調整、協議ということがあります。最終的には、これは農水省のほうで承諾していく農業に私は捉えていたんですけども、この辺の調整、協議の内容をお聞かせ願いたいと思います。

山宮委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

国・県と、それ以外に関係機関との連絡調整協議というところなんですけど、今お話に出ていますのは、農政部局との協議ということなんですけれども、まずは、この新都市拠点の事業化調整に当たりましては、やはり都市計画法での対応が非常に問題になってきますので、県の都市計画課とまず相談をしております。その中で、先ほど言いました事業手法ですね、開発行為なのか区画整理なのか、そういったものを協議する中で、そこでやはり農転といった話は出てきます。県の都市計画課からもやはり農転をかけていくということになりますと、最終的には国の農政部局との調整が必要だというご指摘はいただいているところです。

そういったご意見をいただいた中で、市の内部で市の農業政策課とも、この地域の今後の農転の可能性等についても協議はさせていただいております。平成27年度につきましては、農業政策課で農業振興計画の策定を進めていた状況でしたので、こちらの区域につきまして、こういった開発を考えたときに農転といったところが可能になってくるのかどうかということで、相談はさせていただいているところです。

山宮委員長
大竹委員。

大竹委員

今のご答弁だと、農転に関してのお話の中で農業振興にはならない形にしか聞こえないんですけども、ちょっとその前に、もう1件お伺いします。

今回、民間事業者へのサウンディング調査内容、これについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

各社ごとに市場性についてどのようにおっしゃっているか、A社、B社、C社という形で結構ですけども、お聞かせください。

山宮委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

サウンディング調査ですが、商業系の事業者4社、それに開発系、いわゆるデベロッパ一的なところですけども、4社にサウンディング調査を実施しております。

そのときに、ヒアリングを実施する際に、まずは、この地区への事業を実施する際に参入する意向があるかということを中心に、まず伺っておりますので、今回のサウンディング調査の中では、具体的な市場性についてまでのヒアリングは実施していない状況でございます。

山宮委員長
大竹委員。

大竹委員

だって、サウンディング調査、あえてその業者に言うということになりますと、調査の目的自体が当然ながら、あなたが言っているように市場性、商業的なプランニングを考えているという話の中では、市場性把握するのが当たり前のことだと私は思いますよね。

じゃ、質問の内容は違いますけれども、各商業者からアイデアなり考え方、そういうことはどのような形で収集したかお聞かせください。

山宮委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

開発に当たってのアイデアということでございますけれども、それにつきましても現状では、まだ具体的な提案をいただいている状態ではございません。やはり事業化に当たりましては、土地所有者の意向などを伺った上で、どんなものをつくるかという区画割とか、そういったものをある程度決めないと、なかなかそういう具体的な案というのを出すのが難しいのかなというところで、今回のヒアリングの中では、もう少し大きくくりの中で参入の意向のある方にどんなものかということで聞いたところです。

その結果なんですが、商業、サービス機能といったものを中心としたまちづくりをやっていきたいという事業者、もう少し具体的に温浴施設であるとかシネマ、そういったものを導入してみてもどうでしょうかといったご意見もありました。また、もう1社の方からは災害時の防災拠点になるようなもので検討してはどうでしょうかといった提案をいただいております。

山宮委員長
大竹委員。

大竹委員

今のお話聞くと、商業的な業態のお話が出ていますけれども、温浴、シネマなどというような言葉も出てきましたけれども、そういう中で、あなた様のほうからシネマに対して等々の、そういう形に対してどのような規模で、どのような事業内容になるかという質問はしませんでしたか。

山宮委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

先ほども申し上げましたように、この立地の計画をするに当たって、まだ区画とか、そういうものを示すことができませんから、やはりどのぐらいの規模ができるかといったような質問はさせていただいておりません。

山宮委員長
大竹委員、決算の質問についてお願いいたします。

大竹委員

最終的には、結論が先ほど42億の事業費をかける仕事をやっていくというかたちで、コンサルタントも依頼している世界であるんでね、もう少しきちんと地域の特性、それから、用途変更に伴うところの農業振興、公共とか、いろいろ拠点づくりという世界の中で、しっかりともう一度考慮していただきたいと思います。

以上です。

山宮委員長
ほかにありますか。
伊藤委員。

伊藤委員

主要施策の成果報告書から35、36ページです。

地域活動拠点の充実ということで、コミュニティセンターの機能維持というところでは、様々な工事が行われているんですけども、この中で住民の皆さんの要望が伝えられているのが暖房便座のことなんです。洋式トイレ、結構変わってきたんですけども、これに変わるのも結構数年かかって、住民の皆さんのほうからお願いしますということも多かったと思うんですけども、高齢者も増えていますし、高齢者の拠点として、ここも使うようになっているんですね。そういった点では、本当に暖房便座ってちょっと切実なことなんで、この進め方、27年度の決算の中でどんなふうに検討されたのか。今後、どんなふうにしていくのかお伺いします。

山宮委員長
斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

コミュニティセンターにおけますトイレの洋式化といいますか暖房便座についてでございます。基本的には、今年度、松葉地区のコミュニティセンターのトイレの改修工事を行

うこととしてございます。これからやる工事でございますので、当然ウォシュレット機能を備えたトイレでございまして、今年度9月から10月あたりに工事発注というようなことで、今、事務を進めているところでございます。

今後のいわゆるトイレ改修の考え方といいますか進め方についてでございますが、建築年度の古いコミュニティセンターや利用頻度であったり、建物の老朽化等、たびたびトイレ等、故障等をするものですから、そういったところの状況を考慮した上で公共施設の維持更新事業のほうの要望しているところでございます。こちらの要望につきましては、今年28年から33年くらいの間には、13のコミュニティセンターのトイレの改修ができればというふうに考えてございます。

以上です。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

ウォシュレットまでやってもらえるというのは、本当にありがたいことです。ぜひ、5年ぐらいかかるということですので、もう少し縮めて、期間を短くしていただきたいというのを要望しておきたいと思います。

次です。143、144、地域防犯活動の充実というところで、毎年質問はしているんですけども、最近やはり防犯というところでは、なかなか大変なことになってきていると思うんですね。ニュータウンの中でも8丁目で車が盗まれたことがありました。こうした事件も増えているので、北竜台の防犯センター、ヨーカドーのところにあるHBSのことが、やはり早く交番化してほしいって住民の皆さん思っているんですけども、今年度、27年度も要望書を出していただいたということなんですけれども、その実現のところについて、どんなぐあいのところまで来ているのかお伺いします。

山宮委員長
木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

HBSの交番設置の要望につきましては、予算特別委員会のほうでも答えさせていただいたとおりなんですが、昨年ですか、27年12月28日に竜ヶ崎警察署長宛て、また、今年1月7日には県警本部長様に要望書を提出させていただいております。

状況としましては、かなりこれまで同様厳しい状況でして、現在遂行中の駐在所、交番といった警察施設再整備計画の中には残念ながら北竜台交番の設置は入っていないという状況は変わらないです。

ただ、前にもお話ししたとおり、いろいろな新しいサイバー犯罪ですとか、いろいろな犯罪、新しい種類の犯罪が増えていますんで、警官の数は県警として増やしているという状況の中で、全体としての警察官の数も増えるんで、そういった面ではこれまでよりは防犯というか警察機能は高まってくるのかと考えているところで、また、その際、地域部長さんのお話では、事件・事故の発生状況とか場所的な問題踏まえた上で、総合的に今後も判断していきますよというお話がありまして、絶対駄目とは言わないですが、なかなか厳しい状況ということはおわかりいただければと思います。

また、引き続き要望はしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

山宮委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ぜひ続けて、根気よくやっていただきたいと思います。このHBSできる時も、住民の皆さんがニュータウン、この北竜台側の人たちが署名を集めて、何としても欲しいという思いをお願いしてできたところですので、最終的な目的はやはり交番ということですので、なかなか大変だと思いますけれども、引き続きお願いをいたします。

次は、68ページです。決算書です。

コミュニティバス運行事業のことについてです。高齢者の方が、やはり運転免許を返上するということがだんだん増えていると思うんですね。そのかわりも必要ですし、やはりコミュニティバスを結構利用している人が多くなってきているんですが、やはり時間を1時間に2本ではなくて、もう少し増やせないかという要望があるんですけども、その辺のことについて27年度でどんな検討がされているのか、また、今後の方向も含めてお願いします。

山宮委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

27年度といわずコミュニティバスにつきましては、一般質問の際にもお答えはしているんですけども、31年度を目途に見直しをしていきたいと考えているところでございます。

当市の地域公共交通を検討するに当たって、各市街地の拠点間の移動ですとか、また、市街地間、地域内の移動の効率化はもちろんのこと、まず、基本というか軸になりますのは鉄軌道というか、すなわちJR常磐線と関東鉄道竜ヶ崎線への乗り継ぎアクセス性を考えることが重要だと思いますし、その上ではやはり本数を増やすということは当然考えなくてはいけないと思っています。また、市街地が四つに分散するということから、どうしても先ほどおっしゃられたように、1便当たりの運行時間が長いことも課題ですし、循環ルートは別としても枝線のルート、AからEルートなどは運行時間をそれぞれ30分から45分程度に抑えられれば、効率よく運行できるんじゃないかなということは考えております。

やはり便数を増やせば乗る人のキャパはちょっと増えてくるのかなと、新しい掘り起こしもできるんじゃないかなと思って期待しているところなんですけども、もちろん増便することによって補償額も増えてまいりますので、やはり一番は乗っていただかないということ、乗ってもらって皆さんに支えていただくということが大切かなと思っております。見直しに当たっては、そういった意味で安定した運行ができますように、使いやすいルートの設定とか、わかりやすい情報を出しながらたくさんの人に乗っていただけるような仕組みを可能な限り検討していきたいというふうに思っているところでございます。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。もう循環ルートは、もう始まったときから皆さんが、うちの周りなんかみんなうらやましがっていただぐらいのルートなんですけれども、やはりこれから高齢化社会も進んでいきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次です。同じページの公共交通対策のところ、乗り合いタクシーのことなんですけども、7月にヨーカドーのほうの、ヨーカドーにも行けるといふ、ステーションができたので増えたんですけども、これなんかもやはり行き先を、特に病院あたりにも行けるようにしてほしいというのが皆さんの強い要望なんですね。その辺の検討なんかについてお伺ひしたいと思ひます。

山宮委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

これまでも乗り合いタクシーにつきましては、目的地を増やしていただきたいというご要望、議会のほうでもアンケートなんかでも出ていますけれども、あくまでも今、ご質問あったコミュニティバスの補完ということで考えております。また、目的地を牛尾病院とか、そういうような声は結構あるんですけども、どうしても一般のタクシーの、あと佐貫駅とか、一番やはり行くのはそこら辺が多いみたいで、そこら辺を増やしてしまうと一般のタクシー業者の事業として成り立たないという難しい面もありますので、そこら辺のバランスを考えながら、今回市民窓口ステーションの部分を増やしただけでも、今は乗降の目的地の2番目に上がってきていますので、そういった面では少しはメリットあったと思うんですけども、段階的にということでお許しいただければと思います。

以上です。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ヨーカドーのあれは市自身が窓口を増やしたということでは、増やしやすかったんでしょけれども、やはりいざ病院というときに、循環ルートでは間に合わないときもあるので、そういった意味も含めてお願いをしているところですので、その検討の課題に加えていってほしいというふうな要望だけにしておきたいと思います。

次は、160ページです。

急傾斜地崩壊対策事業の中で負担金に県砂防協会というのが初めて出てきたと思うんですけども、この具体的な組織の内容と、どういったことで今度この協会に入ることになったのかお伺いいたします。

山宮委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

県砂防協会のほうへ加入した件ということでございますが、茨城県砂防協会という団体へ今回加入させていただきました。砂防協会はどういった団体かといいますと、河川関係及び砂防ですね、砂防ダムとかいろいろ耳にする言葉はあると思うんですが、そちらの事業の促進を図っていくというような団体でございます。その砂防協会の中には急傾斜地崩壊対策事業の事業推進等の要望活動も行うようなところと、その崖崩れ等に関する勉強会等も開催するような団体でございます。今まで龍ヶ崎市は、そこには加入はしていませんでしたが、近隣市町村は皆さん加入されております。それで、今回平成26年度の崖崩れがあちこち龍ヶ崎市でも10何カ所発生いたしまして、この団体に加入することによって、その急傾斜地崩壊対策事業の法指定も受けやすくなるというような状況にございましたので、今回加入させていただいたというような状況でございます。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

それでは、最後、140ページ、農作物風評被害対策事業についてです。委託料のところ
で食品放射能測定システムで、27年度は1,092件あったというふうに先ほど説明されたん
ですけれども、この中身について1,092件全部市民からだったのかどうかだけお伺いしま
す。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

1,092件の中身でございます。一般市民依頼分が85件でございます。ちなみに、前年度
と比べますと66件減っております。

続きまして、行政依頼分872件、こちらにつきましては前年度と比較しまして75件プラ
ス、こちらは塵芥処理組合、こちらから59件増えております。これは、焼却灰の検査など
で増えております。あと、農業政策課で50件、こちらはタケノコの検査、タケノコのほう、
放射線量が高いために販売できなかったのも、そちら27年度実施しましたので、そちらが
合わせて75件で高い理由であります。

また、生産農家依頼分、こちらにつきましては135件、前年度と比べますと88件の減と
なっています。

以上です。

山宮委員長

伊藤委員。

伊藤委員

やはりまだまだ必要なのかなと感じますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思いま
す。

以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。

札幌委員。

札幌委員

3点ほど、お聞きします。

プレミアム商品券の件です。主要施策の成果報告書の199ページです。

アンケートを実施していただいたようですので、その報告をお願いいたします。

山宮委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

商品券を購入された方を対象に実施しましたアンケート調査でございます。回収が434
人の方からいただいております。今、手元でございます案件では、商品券の入手のきっか
けで商品を購入した金額と商品券での支払いにあわせて追加した金額等の合計で1,247万
5,900円となっております。新たな消費喚起につながっていると、貢献しているという
分析をしております。

以上です。

山宮委員長
札幌委員。

札幌委員
購入者個人の意見ですとか、そういったアンケートはないですか。

山宮委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長
すみません、今ちょっとその細かい数字は持ってありません。調べてはおりますが、調べて、報告いたします。

山宮委員長
札幌委員。

札幌委員
お願いします。やはり今後もこういった経済効果があるような喚起を及ぼすようなことはやっていかなきゃいけないんだなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、同じく成果報告書の59ページです。

住み替え支援策の構築ということで、定住促進で1,545万の補助金をつけたということで、皆さん喜んでいただいているということなんですけれども、そのときのアンケートの結果で、なぜ家を買おうと思ったのかという購入動機と、なぜ龍ヶ崎に住もうと思ったのかという場所選定の動機がわかりましたらお願いします。

山宮委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長
申しわけございません。アンケートの内容は、そちらの60ページに記載してございます、活動実績及び成果のところの9の1番から5番までの内容ですので、そういった内容はちょっと把握できておりません。

山宮委員長
札幌委員。

札幌委員
でも、それは結局は理由を知るだけで、購入後に知ったという、この結果から見ても、今後続けていくのであれば、定住促進をやはり進めるという意味で、購入動機と場所選定は入れていただくようお願いいたします。

山宮委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長
今年もこの事業を実施しております、やはりこれまでは同じような内容でアンケート調査は実施してきているんですが、今、ご意見いただきましたので、今後のアンケート調査のほうにはちょっと検討していきたいと思っております。

山宮委員長
札野委員。

札野委員

ぜひお願いします。

最後の質問です。99ページ、100ページ、この企業誘致の推進の問題です。

この中で、龍ヶ岡地区の大規模未利用地に対しての計画の変更ですとか連絡調整をURとしたよということが書いてあるんですけども、もう少し細かくご報告をいただければと思うんですけども。

山宮委員長

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

URとの協議の内容なんですが、やはりこの報告書にございますように、10月9日から話し合いを持ちまして、URのほうから松ヶ丘のUR土地なんですけれども、それを売却したいといったお話を受けまして、どんな形で事業所を募集するかということの協議を始めたのですが、その後、実際にはこっちについては太陽光発電の事業所の売却ということで話がございましたので、市としては、そういったところへの売却は避けていただきたいというような形で要望書等を提出したところです。

山宮委員長

札野委員。

札野委員

すみません。ちょっと時系列がわからなかったので、申し入れをしたのはいつですか、お願いします。

山宮委員長

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

要望書の提出が、この10月9日でございます。その後、11月20日にはURのほうからは、もう業者が決まりましたということで話が来ております。

山宮委員長

札野委員。

札野委員

わかりました。

中里地区の土地計画変更についてもお願いします。

山宮委員長

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

中里地区の都市計画変更についてでございます。これにつきましては、6月25日に都市計画審議会の諮問答申の中で、これは龍ヶ崎市での決定でございますけれども、未利用地

を商業系の用途変更に変えております。それを県に伝えまして、県のほうから7月2日に本協議回答ということで回答いただきまして、7月14日にはその内容を告示したところで。その後、この中里地区の土地につきましては、URが12月末に譲渡人へ引き渡しをしたということでございます。

山宮委員長
札野委員。

札野委員
わかりました。
以上です。

山宮委員長
ほかにありますか。
油原委員。

油原委員
成果報告書の9ページです。
協働事業提案制度であります。先ほどもお話が出ましたけれども、これまで右側のページにも実施事業評価で、3事業、1事業、採択というか、補助事業として採択をした。これについての実施事業の評価というんでしょうかね、それとその事業によつての成果についてお知らせをいただきたい。

山宮委員長
斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長
協働事業提案制度におけます実施事業の評価と成果についてでございます。
まず、市民提案型事業といたしまして、小貝川、牛久沼流域の環境美化活動といったものが、平成24、25、26と3カ年度により行われております。この事業につきましては、小貝川堤防、牛久沼の排水機場の手前のところの堤防でございますが、その荒れた堤防のほうを花畑にかえる活動を通じまして、美化意識の醸成とふれあいの輪を広げ、龍ヶ崎市にふさわしい景観と憩いの場をつくることを目的とした事業でございまして、提案の実施団体は小貝川花とふれあいの輪という団体でございます。
この事業につきましては、常磐線の車窓から見える花畑は市の玄関口としてふさわしい景観を生み出し、また、公募した市民や地元の城西中学校の生徒とともに市民活動体験を行いながら、環境美化を通じてふれあいの輪を広げ、愛郷心の醸成にも寄与したものというふうに考えてございます。
もう一つが、龍ヶ崎グリーンツーリズムについてでございます。こちらにつきましては、この事業はグリーンツーリズムを推進するための人材育成と推進協議会等の組織を設置する事業で、提案実施者はNPO法人のバイオライフといったところでございます。
まず、その組織の準備段階としてグリーンツーリズム推進準備協議会といったものを立ち上げまして、農業技術、また、宿泊施設などのノウハウを身につけるテキストを策定してございます。しかし、残念ながら積極的にグリーンツーリズムを担う人材が増えてないといったような状況ではございます。
しかし、人材育成が難しいという課題が見え、今後のグリーンツーリズム推進に活かされる結果として、前向きに現在は捉えているところでございます。
また、今回、湯ったり館がある長戸地区において研究会、また、体験で滞在型農業体験

を実施することで、市民の皆さんへグリーンツーリズムの周知が図られたのではないかと
いうふうに評価してございます。

次が、行政提案型の協働事業でございます。三つ目ですが、龍ヶ崎ブランド推進という
ことで、米粉スイーツコンテストの開催といったことで、26年度の事業行政提案でござい
ます。この事業につきましては、龍ヶ崎の主産物であります米の消費拡大、また、地産地
消、ブランド化を進めていく上で消費者である市民の皆さんの理解と協力が必要でありま
すことから、市が事業概要を提示して、市民が具体的な事業の内容を提案する行政提案型
での協働事業として募集したものでございます。提案実施の団体は、NPO法人茨城県南
生活者ネットというところでございます。

このスイーツコンテストは、審査員として市民の方、出品者として市内の菓子店の方が
協力して行うことで、より多くの市民参加が得られたイベントでございまして、市が提示
した課題解決の一助になったものというふうに考えてございます。

また、新聞社等にも記事として取り上げられまして、市内外に龍ヶ崎産の米を発信した
だけではなく、菓子店の新企画が増えるなどの相乗効果が見られたというふうに聞いてご
ざいます。

もう一つが、平成27年度の実施事業で市民提案型で、これは明治の近代化遺産赤れんが
保存、赤れんが塀の移築ということで、26、27年度事業でございました。この事業につ
きましては、明治の近代化遺産赤れんがの門柱・塀を地域遺産として、まちのまたシンボル
として移築、保存しまして、龍ヶ崎市らしいまちづくりに貢献することを目的とした事業
で、提案実施団体は赤レンガ保存実行委員会でございます。

この八坂神社の近くに移築された赤れんがは、新聞社、JR東日本のまち歩きマップに
掲載されるなど、赤れんがの歴史的背景、また、価値などの魅力を市内外に発信し、龍ヶ
崎市の観光スポットの一つとして、まちの活性化に貢献したのではないかとというふうに考
えてございます。

今後も赤れんが周辺のまち歩きツアーなどを実施していただきまして、継続して龍ヶ崎
の魅力が発信されることを期待しているところでございます。

以上でございます。

山宮委員長
油原委員。

油原委員

丁寧ありがとうございます。

基本的に、この提案事業というか協働事業ですね、一つには、やはり市民活動を支援す
る。そういう中で市民力をアップさせる。ひいては行政との協働事業というようなことで、
大きい目的があるんだろうというふうに思いますけれども、一つ一つその事業が、要する
に、市民への広がりがあるのかどうかということが、こういう提案事業という中で一番大
切なことだと思うんですね。

ですから、先ほど花畑の話がありましたけれども、これが城西中学校とか、そういうの
に広がりを持っていると、これは非常に効果的なんだろうと。他の事業はどうなんだろう
といったときに、やはり広がりがあったのかどうかですね。今回ここにSLですね、深沢
委員からお褒めの言葉がありましたけれども、すばらしいですね。でも、つくって、あそ
こに飾って、それで終わりなのかよと、やはり何かそこから広がりを持たせるような事業
展開をしなくちゃいけないだろうと、当然そういうことも考えているだろうというふ
うに思いますけれども、どうぞひとつ、言い方は大変失礼ですけども、50万の補助事業
を出してとか、そこでやはり一つの市民団体の自己満足に終わってはいけません。やはり市
民にいかに広がりを持たせるかどうかというようなことの指導というか導きをしていただ
きたいなというふうに思います。

続けてよろしいでしょうか。11ページです，成果報告書，公共施設里親制度の拡充であります。

基本的に公園等々を里親制度ということで，これもやはり市民団体の方々が行政と協働して管理をしていくというようなことで，すばらしい事業かと思えますけれども，その支援方法ですね。例えば私，住んでいるところの緑町，長寿会に町内会から補助金出しているんです。何だっと思ったら，集会所の維持管理というか居場所を使いながら管理をしていただく，脇にごみの資源物のステーションがあるんです。これ管理大変なんですね。それも少しお手伝いをして管理をしていただく。一つの公園をいつも定期的に草刈っていただく。町内でそれなりの補助金を出して，それをお金をもとに全て会費もあるんでしょうけれども，長寿会のいろいろな活動をしているという，非常にいい展開をしているわけですが，私が言いたいのは，これからの支援方法として，これまで車とか草刈り機とか貸しているということ，単なるボランティアは，これからはある程度は有償ボランティアであっていいだろうと。そういう意味では，一つの公園なり，一つの場所を本当に任せて，管理をしていただくというような支援方法ですね。基本的に行政がやれば，それだけコストかかっているわけですから，一つにはコスト削減につながっているわけです。その一部を還元して行って，ずっと管理をしていただくというような，それがやはり市民活動にも大きく寄与してくるのかなというふうに思いますが，そういう支援方法についてどうお考えでしょうか。

山宮委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

里親の支援方法について検討したらどうかというようなご意見でございますが，里親のまず費用削減効果につきましてですが，現在，龍ヶ崎市の里親制度のなかで1年間まとめた活動報告というのは，里親の方から上げていただいているところなんです，その活動報告につきまして，日にち，何日の何時から何時までごみ拾いしたよと，何時から何時まで，ここの枝剪定したよというようなことで数量的，数字的なものが入ってきていないのが現状でございます。その中で費用のほうは幾ら削減されたかという算出は，大変困難な状況でございます。

また，それを里親の方に細かく求めていくことになると，今現在の簡易な報告書でも面倒なんだよなという言葉が多々聞かれているところでございます。市のほうの現在の助成といたしましては，先ほど委員もおっしゃっていたように草刈り機の貸し出しとか軽トラックの貸し出し，それから，ごみ袋の支給，それから，まちづくりポイント制度というんですか，ポイントがもらえるシールですか，そういったものを支給しているところでございますが，近隣市町村の里親の助成制度等をちょっと調べてみましたところ，支給している市町村につきましては守谷市，牛久市，つくばみらい市といったところで助成金を交付しているというような状況でございます。

そういった中で，今，支給している市町村のほうにちょっとお邪魔しながら，支給内容，支給の制度的なものの勉強をしてきたいと思っているところでございます。

以上です。

山宮委員長

油原委員。

油原委員

よく検討させていただきたいと，そういう中で，やはり一般の団体というのはこういう書類をつくってください，何時から何時までこうやってやりましたという，そういうこと

も出してくださいというようなことは一番嫌う話で、基本的に行政としては、この公園をそれなりに年何回こういうふうにして管理してくださいよと、そのかわり、そういう助成金とか補助金を出しますよという簡単なやりとりの中で市民活動ができるように検討されたらよろしいかなというように思います。

続けて大丈夫ですか、休憩ですか。

山宮委員長

どうぞご質問してください。

油原委員

続きまして、33ページ、地域担当職員制度の導入についてです。

地域担当職員の方が、地域コミュニティの活動の中で一緒に参加をしてというようなことで、目的は地域と行政のパイプ役と、地域と行政の相互理解、情報発信しようというようなことなんだろうというふうに思います。そういう中で、私もいろいろな地域活動に参加をさせていただいて、防犯パトロールとコミュニティ主催のというと、地域の担当職員が来たりとか、そこでの主催講座いろいろな、この間は防犯でしたかね、それも一生懸命来ていただいている。非常に休みのときとか仕事以外のことで参加をして、非常にありがたいんですけれども、来ている中で、私はちょっと疑問というか思うには、こういう事業目的として地域担当職員がどういう成果を上げていただいているのか、どういうふうに表れているのか、お聞かせをいただきたい。

山宮委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

地域担当職員制度の導入についてでございますが、現在、中核的な地域コミュニティが11地区に設立されておりますことから、1地区当たり5名ですので、総勢55名で活動しているところでございます。参加実績といたしましては、各地区のコミュニティの協議会の総会、また、役員会、各委員会などに出向いてその会議とか、また、イベント時のいろいろな手続等の相談等々に乗って、ともに参加しているといった状況でございます。

効果といいますか成果についてですが、地域担当職員、先ほどもございましたとおり、地域と行政のパイプ役といったこととございまして、地域の方々と、いわゆる委員会、また役員会とか、そういった場で行政相談であったり、また、行政の情報の提供とか、またいろいろ市の新たな制度などの説明とかを、そういった集まりの中で行っていることで、地域の人にとっては、例えばイベント時にどういったところの、どういう手続があるのかとか、そういったところでは大変助かっているというような声を現在いただいているところでございます。

また、夏祭りや、コミセン祭りとか、そういった比較的人手を有するイベント時におきましても、事前にそのイベント等で必要な市のほうの機材等の調整を行って、会場の準備でありますとか片づけなどの手伝いを行うことにより、会員とかイベント参加者の方たちと一緒にともに汗を流すことで、地域との距離も近いというような関係ですね、地域の方々からは市役所が随分私たちにとって近くなったよといった評価をいただいているところでございます。

以上です。

山宮委員長

休憩いたします。

午後3時20分、再開の予定であります。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

油原委員。

油原委員

地域担当職員制度ですね、お話がありまして、地域と一緒に仕事をしていくという、そういう中での一定のそういう成果はあるんだろうというようなお話でありましたけれども、よくいえば、その程度の成果でいいんだろうか、その目的はもっと奥深いものがあるんだろうというふうな気がいたします。

やはり公民館からコミュニティになったと、公民館の仕事というのは、そこまで上っていて、改めてコミュニティという仕事というのは新たに増えたわけですね。地域の自治会長なり区長は相当仕事も増えたというふうに言っております。そういう地域のための仕事が増えるということは非常にいいんだろうというふうに思いますけれども、それをサポートするというようなことの中で、やはり地域担当職員という形はそのまま生かすにして、やはり前にお話ししましたけれども、専属の職員を配置するということが私は必要だろうと、企画立案から一緒にしていくという中で、それは地域福祉という所管は違うにしても、職員なりが各コミュニティに配置をして一緒に仕事をしていくというようなことが、当然社協としての本来の仕事でもありますし、そんな意味では、より行政と地域が近くなってくるんだろうというふうに思いますし、定期的には行政情報というものを、やはりその人が企画して、そういう中でひとつ報告していくというような機会をつくっていくことになれば、より効果的なのかなというふうに思いますので、よりパイプ役として効果的な一つの制度というものを考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、成果報告書の89ページです。

農産品の龍ヶ崎ブランド認定制度、先ほどもいろいろお話がありました。そういう中で、90ヘクタール、100ヘクタール、私も1反歩で幾らとれるかわからない、8俵としたって、7,000、8,000俵とれるわけでありましてけれども、そのうち3,300袋ですから、俵にすると半分なんでしょうけれども、学校給食に活用している。そのほか残ったもの、残ったものというか、そのほかについて基本的にブランド米ですから、そういう意味では市外へどういふような形で流通しているのか、お知らせをいただきたい。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

特別栽培米の市外での流通でございます。JAを通じての市外での販売は行っておりません。その他の生産者におきましては、それぞれが独自のルートで販売しており、市外の業者とも取引を行っていると聞いております。また、直売においても宅配にて市外、県外に発送している実績を聞いております。

以上です。

山宮委員長

油原委員。

油原委員

一人の事業者は、特別栽培米37ヘクタールから100に増やしたというのは、多分そうい

う市場があるから増やしたのかなというような気がしますけれども、要するにブランド米ですので、どう龍ヶ崎の特別栽培米をどう売っていくかということが非常に大切だし、PRも非常に大切なんだろうというふうに思いますけれども、ただ、その前に市民の反響ですよね、市民が特別栽培米というものをどう熟知していて、どんなふうに入れて食べているのか、地産地消ですけれども、市民がそれなりに評価をしなくて、外には評価はできないんだろうというふうに思いますけれども、市民の反響というのはどうなんでしょうか。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

市民の反響についてです。昨年10月25日豊作村秋の収穫祭において、有機グループ7名がつくった特別栽培米によるアンケート式の米の食べ比べを市も共同で行いました。1箱に7種類の米、2合ずつを入れ、100セット用意し、完売しました。アンケートを返送された方40名を対象に、抽せん会を市役所で行いました。この40名の皆さんの感想、何件かご紹介いたします。

7件のお米はどれもおいしくいただきました。毎朝楽しみに炊き立てを食べました。それぞれの味があるので順位づけは極めて難しい。市内にはこんなにおいしいお米をつくる人がたくさんいるのはうれしい限りです。どれも甲乙つけがたいくらいおいしかったです。つやつやふっくら優しい甘みがして、ぜいたくな気持ちになりました。1週間夕食にいただきましたが、終わってしまったのが惜しいです。おかず、おみそ汁づくりも、いつもより少しだけ手間をかけてみました。このような感想がたくさんありました。

電話番号がこのお米の袋に記入してあったために、何件かは問い合わせがあり、そして、販売まで結びついたらと聞いております。

また、市外ではありますが、茨城をたべよう収穫祭などでPR活動時に、「龍ヶ崎のお米はおいしいですね」というお褒めの言葉をかけられました。

以上でございます。

山宮委員長

油原委員。

油原委員

あんまり食味がわからないんで、龍ヶ崎の米って、みんなうまい、私はおいしいと思っているんですよね。ですから、特別栽培米と一般のお米と並べても、私にはなかなか味見はよくわからないんですけども、それだけ龍ヶ崎のお米はうまいんだろうというふうに思います。

そういう意味で、今、直接生産者へ連絡とりながら購入しているという方も多い。現実的にそうだと思うんです。ですから、そういうおいしい米が、こういうふうにあるよというのを市民に十分周知をさせて、お米をつくっている特別栽培なら、どこどこがつくっていますよというような形の中で、直接買いに行っても、それは当然よろしいし、十分周知をしていくと、それがおいしいお米となれば、本当にブランド米になってくるんだろうというふうに思いますので、なかなかこの県もお米はいろいろとブランド米だといってなかなか難しい部分はあるんでしょうけれども、ひとつ今後とも龍ヶ崎のブランド米として大いに周知を図っていただいて、特に地元の人に食べていただき、そのおいしいという口コミが外にも大いに流れていくんだろうというふうに思いますので、ご努力をいただきたいというふうに思います。

続きまして、99ページです。

企業誘致の推進です。ここでは、工業団地の拡大というか企業誘致に向けて、工業団地であれば隣接した北側について、隣接する企業者がどれだけ増やすかとか、松ヶ丘の準工業地域についてどう活用するかというようなご検討をなされているということでもありますけれども、今のつくばの里工業団地の南側ですね、薄倉、半田側です。あの辺も大きく丸がついていますから、区域なんだろうというふうに思いますけれども、あの辺の未利用地が非常に多いというようなことで、地べたがないと企業も来ませんから、工業団地の拡張について、この南側についての考え方をお聞かせいただきたい。

山宮委員長

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

工業団地の拡張についてでございます。今、委員からお話がありましたように、これまでは現在のつくばの里工業団地に、もう既に立地しております既存企業といろいろ拡張等の協議をさせてきてもらっているところです。ですから、必然的にどうしても工業団地の北側ですね、今ある企業に隣接している区域への拡張というもので協議等をしてきたところです。

今お話がありました薄倉町方向への南側への拡張については、具体的に検討とかはまだしてきていない状況でございます。しかしながら、今後、企業誘致はやはり進めていくこととなりますので、それとあわせて進出が見込める企業があれば、その企業の規模であるとか業種、そういったものを考慮した上でその南側の区域が使えるかどうかということについて、拡張できるかどうかも含めて可能性というものを検討していきたいというふうに考えております。

山宮委員長

油原委員。

油原委員

南側について、基本的に調査をすべきだと思うんですね。地域の人は、もう基本的には土地利用についてはどうしようかというような状況にあるんだろうと、ですから、仮に開発をするということであれば、非常にやりやすい場所なんだろうというふうに思いますし、幹線道路通っておりますから、そんなに大きいお金がかかってくるわけじゃないんだろうと、やはり期待企業がというよりも、インフラを整備する中で同時に誘致活動をしていくというようなことが私は大切なのかなというふうに思いますので、十分調査研究をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、103ページです。起業者支援についてです。

コミュニティビジネスの起業者支援というようなことで、それなりに補助金を出して育てるというか、そういう事業展開をしているわけでもありますけれども、この起業者支援補助金交付の成果について、お知らせをいただきたい。

山宮委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

成果の指標が出ている例といたしましては、平成25年度に補助した有償ボランティアのおたすけ隊、こちら発足して4年目ですが、地域に認知され、毎年利用件数が増加傾向でございます。

また、平成26年度に補助いたしました、軽作業施設の整備事業では、就労継続支援事業

者として障がい者の方にとって新たな就労の機会を提供しておりまして、平成26年度から3名の障がい者の方を雇用しているということになっております。

以上です。

山宮委員長
油原委員。

油原委員

その補助金がそれなりに生きていくということなんだろうというふうに思いますけれども、やはりこの起業支援というのは、今はいろいろな意味でパソコン一つで仕事ができる時代ですね。そんな意味では、他市等を見ますと、コワーキングスペースとかシェアオフィスとかいうような形の中で事業支援をしたり、民間で動いている部分もあるわけでありましてけれども、補助金を出すというよりも、一つの部屋とか建物借りて、そこで起業していくというのは非常にお金もかかる話ですから、そんな意味では安く借りるか、ただでそこで仕事ができるか、そういうシェアオフィス、コワーキングスペース、そういうものを設置して、起業者を支援するという方法もあるんだろうというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

山宮委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

一つの空間を共有し、そこで複数の方々が活動を行って、地域の困りごとの解決を図っていくということであれば、本市としてもコミュニティビジネスとしての要件を満たしていくものと考えております。

しかし、申請相談の案件として、今あるスペースを有効に活用して新たなビジネスを展開するという内容が多くなっておりますので、今後は場所を提供して下さる方と事業を考えてられる方とのマッチング、こういうことの方策も検討していきたいと考えております。

以上です。

山宮委員長
油原委員。

油原委員

一つの部屋を借りるというのはお金がかかる話ですから、やはり育てていくという一つでは、市がそういう一つのスペースを確保して、安いお金で貸していくとかいうような方法ですね。一つの場所を見ると、大きい一つの場所を借りて、例えば10万円で借りていますよと、その中にオープンスペースがあって、端にいろいろな企業が1人、2人で仕切って一つの事務所として使っているんですね。それが、月1万とか2万円でここに入る。それなりに入ってくれば、もう10万なんてすぐペイにしちゃうんですね。だから、起業者にとっても、本来10万円で借りるところを1万、2万円で借りるとか、そういうような展開をしているところもありますので、十分市がそれなりにスペースを確保してやっていただくということも、一つの方法なんだろうというふうに思いますので、ひとつご検討をどうか、研究をなされたいいただきたいというふうに思います。

それから、続きまして、この同じところで6次産業化の取り組み支援について書いてありますけれども、6次産業というのは当然、生産、加工、販売という形ですけれども、なかなか難しいんでしょうけれども、どのような6次産業を考えているのか、お知らせくだ

さい。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

6次産業としての取り組みについてであります。現在、龍ヶ崎トマトを使用したトマトジャムを開発し、第1弾として今年20日に小学校の給食に提供いたします。5月に実施した茨城をたべよう推進協議会総会におきましても、特設ブースで試食会を実施したところ、ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定第1号でありますトマトを使用したジャムなので、県知事や県学校栄養士会会長をはじめ、出席者から大変好評でした。

今後は、トマト部会として6次産業の支援を受けながら、直売所や道の駅で販売できるように研究していきたいと思っております。

また、このジャムの原料はトマトピューレとして6カ月間保存できるため、現在トマトパンの開発をしているところです。今年度中には給食で子どもたちに提供できると思っております。

続きまして、7月から認定農業者として支援を開始した法人があります。作物はズッキーニを栽培しております。非常に珍しい形をしており、名前も「UFOズッキーニ」、法人ブランド名は「クラウンズッキーニ」といいます。市の新たな農産物として稲敷地域農業改良普及センターと連携し、栽培技術の向上や加工への取り組みを開始しております。今年13日、茨城県農業総合センター農山加工指導センターにて研修を実施しております。実際に指導センターにてズッキーニのピクルスを作製してもらい、どの成長段階のものが加工に向くのかの研究を行いました。また、千枚漬やドライフルーツのイメージでの乾燥ズッキーニのスイーツ等の開発についても話し合いを行い、指導センターの指導員も初めての作物であることから、今後、圃場を現地視察し、連携して加工品の方向を検討していく予定です。このズッキーニに関しましても、6次産業化への取り組みを支援していきたいと思っております。

以上です。

山宮委員長

油原委員。

油原委員

ありがとうございました。

そういう取り組みがあるというようなことで、非常に安心をしました。6次産業化というのは、非常に大変な話で、組合でもつくってやっていくしかないみたいな形になるのかなというふうに思いますけれども、大いに積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、データ集ですね、データ集の33ページです。

先ほど伊藤委員からもお話がありましたコミュニティバス運行についてであります。

一つは、この乗り合いタクシーの利用実績が載っておりますけれども、部長の説明では1日5.7人、私も計算したら5人から多い月で7人でありますけれども、この辺についての費用対効果と今後のあり方についてお知らせください。

山宮委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

乗り合いタクシーにつきましては、龍ヶ崎市乗合タクシーの運行に関する協定書を、1事業者、佐貫タクシーになりますけれども、締結しまして運行しております。運行補償として、運行経費から運行収入、国庫補助金及び事業者負担1割を引いた残金について市が運行事業者に負担していますということで、利用が増えると、比例して市の補償額も増加するという仕組みになっております。逆に、一人も使わないと、利用されなければ費用負担は発生しないということでして、この点につきましては予約を入れるか入れないかにかかわらず、受け付けの事務が発生すると、また、入ったときのために自動車、車を確保しなければならない中で、仮に一人も利用しなければ補償額は発生しないという協定になっています。しかも、経費の1割をタクシーが動かない時間帯をこういう事業で動かすということで、事業者から1割負担をもらっているということです。市にとっては割のよい事業だと思っております。その当時、導入の担当者の交渉の成果だと思っております。

そういったことがありまして、利用者は年々と増えているという状況で、平成27年ですと2,000人を超えているというような状況で、これからまた、高齢化が進行する中においては、仮にバスが近くを走っていても、そのバス停までも行けないと、ひざが痛くて行けないというお年寄りの方、かなりこのタクシー使っていただいております。自宅から目的地までドア・ツー・ドアで行けるということでありますので、この需要はますます高まってくるんじゃないかなと考えております。これまで同様、きめ細やかな交通手段としてコミュニティバスの補完の交通手段として、位置づけはしていきたいと考えております。効率的な運行のために、1台の車両に複数の方が乗車するには乗り合いによる運行を促進すれば、もうちょっと経費の抑制ができるんじゃないかなということで、そういったことはいろいろところで推し進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

山宮委員長

油原委員。

油原委員

これからより高齢化が進むわけですから、そういう意味では利用も上がるだろうというようなことで、今後も続けるということなんだろうというふうに思います。

先ほどコミュニティバス、これはあくまでも補完ですけれども、コミュニティバスですね、AルートからEルートがあるわけですけれども、前にもお話ししましたけれども、全て総合福祉センターへアクセスしているから、あれをなくせば、一つのルートを2回から3回多く回れますよね、頻度が上がると思うんです。これをなくせというような話ではないんですけれども、前に言ったように専用バスを通すか、福祉センターのですね、これはお金がかかりますけれども、それか各ルートの見直しをしていくのか、その辺の考え方を聞かせたい。

山宮委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

今、ご質問の中でほとんど回答したような、あったような気がするんですけども、コミュニティバスにつきましては、以前このコミュニティバスを導入する前に、ふれあいバスを運行していたというのがございまして、循環ルートは別としまして枝線のAからEルートにつきましては全て福祉センターへ乗り入れているというような状況です。福祉センター自体が市街地から離れていると、また、人口の集積が余りしていない地域に立地しているということから、運行距離がやはり長くなってしまっただけで効果的な運行ができないと、ル

ートの設定とか便数を増やすという面からも大きな課題としては、もちろん認識はしております。

この件につきましては、今後の検討の事項になると思いますけれども、今おっしゃられたように全てが福祉センターへ乗り入れなくてもいいんじゃないかと、あとは結節点、近いのでいうと竜ヶ崎駅を結節点として、一つのルートが行けばいいんじゃないかと、単ルートとしてシャトル化ですとか、そういったこともいろいろあるかと思いますが、もちろん費用の面が一番だと思いますけれども、そういうのも含めて多角的に検討はしていきたいと考えております。これは施設の種類がちょっと違うんで、あれなんですけれども、道の駅も若干離れたところにありますので、そこに合わせて31年度、見直していくということになれば、そこもちろん同じような考え方で、また、施設の種類が違うんで、なかなかその考え方はちょっと整理しなくちゃいけないと思っていますけれども、そこら辺も加味していきます。

また、福祉センターについては公共施設の再編の俎上にも上がっておりますので、時間軸でどれだけ調整できるかはわかりませんが、コンパクトシティの視点から重要な部分でございますので、このままのコミュニティバスの再編のポイントの一つになると考えております。

以上です。

山宮委員長

油原委員、よろしいですか。

佐藤商工観光課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

すみません。先ほどのアンケートの件、こちらについてのお答えをさせていただきます。

アンケート434人で、男性149名、女性284名、無記名1名でございました。

意見ですね、どういうものがあつたかということで、多い順にお話しさせていただきます。一番多かったのが10名の方で、有効に使いましたということが1位です。2番目が8人で、来年度もプレミアム商品券を発行してほしい、2番目でございました。3番目が4人で、販売時期、抽せんなどの販売方法を検討していただけないかというのが3番目でございました。その他、複数意見としてございましたのは、商品券の取扱店が増え、とてもよかったというもの。初めて購入したというもの。商品券販売の現場での対応に感謝するというものもございました。

一方、2人でございますが、1世帯で10セット以上購入している人もいたんじゃないかと、公平さが望めないという方もおりました。

以上でございます。

山宮委員長

札幌委員。

札幌委員

ありがとうございます。

非常にやはりプレミアム商品券は好評だったと思いますので、今後もこういった方法で商工観光課のほうで検討をよろしく願いいたします。

山宮委員長

後藤（敦）委員。

後藤（敦）委員

1点だけお聞きします。

歳入の34ページの上から二つ目の歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例違反金についてお伺いしたいんですけども、過料で1万4,000円ということで7名というご説明でした。これ市内の方が何名で、市外の方が何名だったか教えてください。

山宮委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長。

内訳を申し上げます。市内の方1名、市外が4名、不明2名でございます。

以上でございます。

山宮委員長

後藤（敦）委員。

後藤（敦）委員

不明の方もいらっしゃるんですね。わかりました。

あと、監視員の活動について聞きたいんですけども、これ監視員の方の報酬というのは歳出のどちらでなんでしょうかね、それで、監視員の27年度の活動の実績について教えてください。

山宮委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

お答えします。

決算報告書の126ページ、環境衛生対策費でございます。1番の報酬でございまして、こちらのほうが歩きたばこ・ポイ捨て等防止指導員、2班で編成してございまして4人分の非常勤嘱託員の報酬でございまして、時給930円で1日3時間、296日分ということでございます。そのほかに、費用弁償がございます。

以上です。

山宮委員長

後藤（敦）委員。

後藤（敦）委員

ありがとうございました。

かなりの体制でしっかり、296日もやっていただいているということで、やはり、不明という方もいらっしゃるんですけども、市内の方は1名ということで、市民の皆さんへはもうこの事業、数年たっていますから、かなり浸透しているのではないのかなと思うんですけども、実際に平成27年度において、こういった禁止区域での歩きたばこが過料を科されるんだよということの市民の皆さんへの浸透であるとか、また、実際にこの歩きたばこ、減っているのかどうか、そういった検証というのは行っていますでしょうか。

山宮委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

こちらの歩きたばこ・ポイ捨て指導員の主な活動につきましては、喫煙禁止を指定しております竜ヶ崎駅前、佐貫駅の駅前の喫煙禁止区域でのパトロールを主なものとしております。歩きたばこ・ポイ捨て条例におきましては、公共施設の道路等での歩きたばこの禁止をしておりますが、過料の対象とはしておりません。その辺の周知につきましては、りゅうほ一で歩きたばこにつきましても、条例で違反していることについてはお知らせをしているというような状況でございます。

以上です。

山宮委員長

後藤（敦）委員。

後藤（敦）委員

これだけの体制で、駅前でやったださっているもので、市内で駅を利用されている方なんかはもう、ほぼ100%近く浸透しているのではないかなと思いますので、あとは市外の方、本当にたまにしか来ない方にどうやって周知していくのかが、本当にこの歩きたばこを減らしていくことに、次の段階なのかなと思うんですけども、ちょっとあともう1点お聞きしたいのが、昨年、平成27年あたりから電子たばこってすごく増えてきていますよね。それで、最近ではアイコスなんかも相当流行しているということで、この辺への対応、紙巻きたばこと同様に過料の対象としているのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

山宮委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

電子たばこにつきましては、実際にその電子たばこの製品が規定するたばこかどうかをその場で判断することが非常に難しいということがございまして、現在のところ、取り締まりの対象としておりません。全国の自治体においても過料の対象としているところとしていないところと分かっているような状況もございまして、一番多いのが静観をしている自治体というふうになっておりますので、当市におきましては今のところ、静観というような状況でございます。

山宮委員長

後藤（敦）委員。

後藤（敦）委員

そうなんです。取り締まり、確かにおっしゃるとおりなかなか取り締まりの対象として、その場で判断が非常に難しいとは思いますが、今、ご説明、ご答弁あったように、半分ぐらい、半分もないんですかね、半々だということはお聞きしていたんですけども、こういう罰則を設けている自治体で電子たばこも過料の対象にするのか、それともしないのかと分かっているところだったので、私としてはやはり過料の対象としてしっかりと取り締まっていただくような方向で、ぜひご検討いただければと思います。こちらは要望としていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。

石引委員。

石引委員

1点だけお願いします。

成果報告書の13, 14, 市民活動ステップアップ補助金制度の運用ということなんですが、設立後2年を経過していない市民団体, NPO法人を洗い出して周知を行ったということだったんですけども、洗い出した結果、今、龍ヶ崎市内で何団体ぐらいあったんでしょうか。

山宮委員長

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

すみません、もう一度ちょっとお願いできますか。

石引委員

設立後2年を経過していない市民団体とかNPO法人を洗い出して助成金の申請セミナーをされたんですね。そのときにどれぐらいの法人が、設立後間もない市民団体が今、龍ヶ崎にあるのかなと思ひまして。

山宮委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

該当法人の数でございますが、確認させていただき、後ほどご報告させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

山宮委員長

石引委員。

石引委員

助成金の申請セミナーを行ったということだったんですが、これは何回行われて、何名の方が参加されていたんでしょうか。

山宮委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

大変申しわけございません。この件につきましても、確認してご報告させていただきます。よろしくお願ひします。

山宮委員長

石引委員。

石引委員

申請のあった3団体に補助金を交付したということだったんですが、それぞれ幾らぐらいずつ交付されているのでしょうか。

山宮委員長
齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長

こちらの制度につきましては、市民活動ステップアップ補助金と申しまして、市内に在住・在勤・在学する5人以上の団体または設立から2年以内、活動実績6カ月以上の団体が対象になりまして、こちらにつきましては限度額10万円とされておりますことから、この3団体で30万円ということで10万円を3団体に交付したところでございます。

以上です。

山宮委員長
石引委員。

石引委員

これは1団体10万限度なので、全て10万ずつ支給したということによろしいですか。わかりました。

では、後で教えていただきたいんですけども、この制度を活用していて、ステップアップの補助金で交付件数が26年は2件、27年は3件ということだったんですが、この制度を活用してから市民団体がどれぐらい増えているのかということのも、後でちょっとお聞かせ願えればと思います。

何でこんなことをちょっと聞いたのかなという、今回、茨城県南生活者ネットが指定管理者になっていますし、市民団体を増やして市民が自主的な活動を行うというところを支援するという事業なんだろうから、立ち上げ自体もやはり大変だと思うんですね。志があって、皆さん立ち上げようとしている方なので、この設立間もない方たちを支援するのはもちろんなんですけれども、その後、運用していく際に、また大変なことがすごくあると思うので、ぜひ支援策というか対応策も一緒に、ここでやっていただけると助かるなと思いました。

以上です。

山宮委員長
よろしいですか。

石引委員
はい。

山宮委員長
ほかにありませんか。
滝沢委員。

滝沢委員

すみません、ちょっと2個ほどわからなかったことがあるので、教えてください。

成果報告書の89ページ、90ページの先ほど何名かの方から質問があったところなんですけれども、農業政策課担当の農産品の龍ヶ崎ブランド認定制度の構築というところで、この特別栽培米の定義が、米印付きで書いてあるんですけれども、もう少し詳しく特別栽培米について教えていただけないでしょうか。

山宮委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

定義につきましては、ここに書いてあるのと全く同じで、化学合成農薬及び化学肥料の使用を慣行栽培の5割以下に抑えた米といったことでございます。あと、つけ加えます。ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定基準となると、また、この1番から7番までですか、数々のブランド認定にはあるんですが、特別栽培米としての定義とすると、今、説明したとおりに5割以下に抑えた米といったことなのです。

以上です。

山宮委員長

滝沢委員。

滝沢委員

それはここに書いてあって何となくわるんですけども、この一定要件を満たしているということは、ここに書いてある農薬を5割以下に抑えれば特別栽培米に認定されるという解釈でよろしいでしょうか。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

認定されるには、まず、前年度に申請をしまして、JAのほうから県に申請をしまして、それでその申請が通った者を今度は申請すると、茨城農産物認証通知書というのをいただきまして、それで次の年ですね、生産する際にJAのほうでいろいろ農薬の量とか肥料の量とかについてチェックを受けて、特別栽培米として認められるということになっております。

山宮委員長

滝沢委員。

滝沢委員

ありがとうございます。

ここで農薬や化学肥料を5割以下に削減するというので、そのかわりに農薬や化学肥料のかわりに代替としてどのようなものが使用されているのか、もしわかれば教えてください。

山宮委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

有機肥料、落ち葉とかいろいろな堆肥でつくったような、そういったものを皆さん冬場のうちに入れております。

以上です。

山宮委員長

滝沢委員。

滝沢委員

ありがとうございました。

これは県が認証ということで書いてありますけれども、認証というのは、先にこういうふうにやりますよということで提出して、県がその作文を認めて、それでいいですよということだと思えますけれども、これの検証というか、ちゃんとその通りに作付されていますよという、そういうことはあるのでしょうか。

山宮委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

この特別栽培米の計画書に基づいて、JAのほうで定期的にそのチェックを行って、そのチェックに基づいてうちのほうも合格といったことで、こういう補助金等交付しているわけなんですけれども、そういうことでJAのほうでチェックはしております。

山宮委員長
滝沢委員。

滝沢委員

そうすると、田植え段階とか、その土の段階から農協の方がその田んぼを見守って、これでいいですよというような進め方なのでしょうか。

山宮委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

はい、各ポイントは押さえていると思っております。

山宮委員長
滝沢委員。

滝沢委員

何でこんな質問したかという、今年、私、山崎委員の田んぼを少しお手伝いしたんですけれども、実質3.5町歩ぐらいなんですけれども、もうこれ168町歩、ヘクタールですか、物すごい面積で、私もちょっと数字でしかわからないんですけれども、想像もつかないような面積なわけですね。これ本当に管理されているのかなというか、特別栽培米というのは認定方法はあるんでしょうけれども、ちゃんとその作文どおりにちゃんと作付がされているのかという確認はどういうふうに行われているのかなというのがちょっと疑問だったもんですから、ちょっと質問させてもらいました。

あと、その次のページなんですけれども、同じく文言についてみたいになっちゃいますけれども、エコファーマーというところで、持続性の高い農業生産方式という、この持続農業法に基づいた営農計画者という、このエコファーマーというのはどういうことというか、後継者がいるとか何かそんなような決まりがあるのか、その辺についてちょっと教えてください。

山宮委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

持続性の高い農業生産方式はということで、こちらは土づくり、化学肥料の低減、化学

農薬低減、この三つの技術を一体に取り組むことで農業の生産方式、これをエコファーマーということでもあります。もっと具体的にいいますと、この土づくりに関する技術というのは、堆肥の使用、レンゲや麦のすき込み、こういったことです。それと、化学肥料の低減技術というのが有機肥料の飼料、それと、食物の生育に合わせた肥料の使用などの取り組み、化学農薬低減技術というのがアイガモ農法、あとは熱による土壌消毒と、そういった取り組みがこのエコファーマーという取り組みでございます。

以上です。

山宮委員長
滝沢委員。

滝沢委員

ありがとうございました。

何となくエコファーマーというのも特別栽培米と通ずるような、そんなような農薬を限りなく少なくするような生産というか、そういうような形という解釈でよろしいでしょうか。

山宮委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

はい、そのようなことであります。

以上です。

山宮委員長
滝沢委員。

滝沢委員

ありがとうございます。

山宮委員長
ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

山宮委員長
質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号 平成27年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

238ページをお開きください。

まず、歳入であります。

下水道受益者負担金現年賦課分であります。これらは、土地の面積に応じて受益者負担を賦課しているものであります。収納率92.27%で、対前年比プラス0.75ポイントとなっております。

次に、その下です。下水道受益者負担金滞納繰越分であります。これは、収納未済とな

り滞納繰越となったものであります。収納率は4.73%で、対前年比プラス2.84ポイントとなっております。

その下です。下水道使用料現年賦課分、こちらは、現年分の下水道使用料であります。収納率は97.90%で、対前年比プラス0.07ポイントとなっております。

その下、下水道使用料滞納繰越分で、こちらは収入未済となり滞納繰越となったものであります。収納率は19.47%で、対前年比マイナス0.73ポイントとなっております。

下水道施設目的外使用料、こちらにつきましては、東電、地蔵後中継ポンプ場、佐貫浦とNTT、南が丘、佐貫南の電柱及び支線であります。

下水道工事指定店登録手数料、こちらは下水道工事指定店の登録手数料であります。

その下、下水道使用料督促手数料、こちらにつきましては、納期内納付がなされないものに対しての督促状発行手数料であります。116件であります。

下水道事業区域証明手数料、こちらは土地の所在が市公共下水道事業の計画区域か計画区域外かの証明書の発行手数料であります。

次に、社会資本整備総合交付金であります。こちらは、公共下水道の施設整備及び改築事業、下水管宅内接続に関する国庫補助金であります。

下水道接続支援事業費、こちらは公共下水道の整備区域で、公共下水道の供用開始後3年以内に下水管を宅内接続したものに対する補助金であります。2万円の10件であります。

流域下水道基金利子、こちらにつきましては、積立基金の元金に対する利子であります。

そして、下水道事業費等繰入金、下水道事業職員給与費繰入金、これらにつきましては、公共下水道事業の安定化を図るため、一般会計より繰り入れるもので、事業費分と職員給与分であります。

それから、公共下水道事業繰越金、それと240ページの公共下水道事業繰越事業充当財源繰越額であります。こちらにつきましては、平成27年度の公共下水道特別会計への繰越金であります。

次に、公共下水道事業歳計現金運用利子、こちらにつきましては、下水道使用料等の歳入金に係る利子であります。

それから、水洗便所改造資金貸付金元利収入、こちらにつきましては、公共下水道への接続により便所の改造が必要となったもので、改造費の資金貸付であります。

それから、公共下水道事業債、こちらにつきましては、市負担金に対する充当率90%の起債及び補助対象外市単独の分である充当率95%の起債であります。

次に、流域下水道事業債であります。こちらは、利根浄化センターの施設改修工事等に係る当市の負担分で充当率100%の起債であります。

次に、下水道事業資本費平準化債、こちらにつきましては、償還期間を繰り延べ、30年償還から45年償還にするもので、この起債を受けることにより毎年の起債償還額を削減することができるものであります。

次に、下水道事業資本費平準化債（借り換え分）、こちらにつきましては、借換債は資本費平準化債の最終償還調整分を借り換えるものであります。

下水道事業債、こちらにつきましては、下水道事業に係る地方交付税の算入不足額を補うもので、算入率50%のものが制度改正により43%になったため、その差7%分を補うための起債であります。

次に、歳出であります。242ページをお開きください。

まず、職員給与費、5名分で所管となります。

下水道事務費、こちらにつきましては27の公課費、下水道使用料における消費税の納税分であります。

下水道普及費、こちらにつきましては、21の貸付金、公共下水道の整備区域で公共下水道に接続することで水洗便所の改造が必要となったものに対する改造費用の貸付金であります。

下水道使用料等徴収事務費、こちらにつきましては、19番の負担金、補助及び交付金の

負担金であります。まず、県南水道企業団徴収取扱事務費、こちらにつきましては、公共下水道使用料の徴収を平成21年4月から共同徴収協定により県南水道企業団に依頼しているため、その徴収実績に応じて支払う徴収負担金であります。

流域下水道基金費、流域下水道積立基金の利息であります。

次に、244ページをお開きください。

公共下水道管理費であります。こちらにつきましては、13番の委託料、管渠の清掃、雨水幹線等の清掃業務委託及び公共下水道管渠の閉塞箇所の緊急清掃であります。

次に、流域下水道管理費、19番の負担金、補助及び交付金の負担金、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費、こちらにつきましては、県常南流域下水道に汚水を排除しており、県の利根浄化センターで排水処理を行っております。負担金は、その汚水処理にかかる使用負担金であります。

職員給与費、職員3名分、所管となります。

公共下水道整備事業、こちらにつきましては、15番の工事請負費で公共下水道の枝線の布設、公共汚水ますの設置等の工事費であります。

246ページをお開きください。

西坪第23号枝線管渠布設工事、こちらは八代町地内で推進工法が121.3メートル、開削工法で189.5メートルであります。

そして、公共下水道改築等事業、15番の工事請負費で、公共下水道幹線の管渠の改築、マンホールふたの交換等の工事費であります。こちらにつきましては、西坪幹線管渠改築工事、八代町地内ほか、管更生工法で191.78メートルであります。

流域下水道整備事業、19番の負担金、補助及び交付金の負担金、こちらにつきましては、利根浄化センターの施設整備に係る市町村負担金であります。

下水道事業債元金償還費、23番の償還金利子及び割引料の償還金、こちらにつきましては、公共下水道整備事業に係る起債発行の元金分の償還費であります。

下水道事業債利子償還費、23番の償還金利子及び割引料の利子及び割引料であります。こちらにつきましては、公共下水道整備事業に係る起債発行の利子分の償還費であります。

以上であります。

山宮委員長

ただいまの説明された内容について、質疑ありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

1点だけお尋ねします。

実績データ集の41ページに公共下水道の普及率状況については記載がありますので、これでわかるんですけども、あと工事地域で残っているのが3地域ぐらいと思いましたが、残っている地域と、その工事計画でいくと何年ぐらいかかるのかだけお聞きいたします。

山宮委員長

稲葉下水道課長。

稲葉下水道課長

お答えします。

現在の公共下水道の未整備地区でございますけれども、公共下水道の整備につきましては、現在市街化区域の整備がほぼ完了しているという状況でございます。いわゆる本管の整備が完了しているという、あと市街化区域内のそれにつながる枝管もおおむね完了していると、今現在は市街化調整区域、具体的にいいますと馴馬地区、それと西坪地区と呼ば

れる地区、これ具体には八代、長峰、半田町の龍ヶ崎市の東西に長く延びる地区がありまして、これを西坪地区と呼んでおりますが、こちらの整備が中心となっております。

その整備というのが、いわゆる大きい道路から中に入っていく細い道路、いわゆる枝管の整備ということで進めておるところでございます。

その未整備地区の具体的なところをちょっと申し上げますと、例えば馴馬地区におきましては、市立愛宕中学校の南側、また、教育センターの北側、南側、それから、日枝神社の南側等がございまして未整備となっております。また、西坪地区におきましては、半田町の一部、長峰町の一部ですね、これは県道潮来線及び旧道沿いの一部でございます。また、八代町の一部というようなところが未整備地区ということになっております。

今後の未整備地区の整備予定でございますけれども、できるだけ毎年、延長も多くやれるということになれば、それはそれでこしたことはございませんが、大分予算の兼ね合い等もございまして、また、その下水道事業に係るほかの事業ですね、改築、また更新、あるいは雨水排水対策、そういったところとの兼ね合い、また、国の交付金関係ですね、これが結構厳しいものがありますので、そういったところと、あとは実際の未整備地区内の現地の状況、例えば施工性ですね、例えば地盤がいいとか悪いとか軟弱とかございまして、また、経済性、例えば住宅の戸数がやりたくても、例えば延長はあるんだけど、1軒しかないとか、そういったところを考慮しながら実際には毎年整備計画を立てて進めているところでございます。

それで、どのくらいかかるのかという今後の考え方なんですが、今、申し上げたような施工性、経済性等々を考慮しますと、今後おおむね10年程度は最低でも期間は要するのかなと考えている次第でございます。

以上です。

山宮委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございました。

山宮委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

油原委員。

油原委員

1点だけ、データ集の41ページです。

直接的には公共下水道普及状況というふうにはかかわりはないんですけども、要するに、各家庭から出る有収水量と、それから、終末処理場での処理量ですね、この辺の比較というか差というかについてお知らせをいただきたい。

山宮委員長

稲葉下水道課長。

稲葉下水道課長

お答えします。

今、お話のありました有収水量と終末処理場の水量、こちらは実際には利根町の浄化センターに送っている汚水量ということになります。この差でございますけれども、昨年平成27年度の有収水量、これが約720万立米、これに対しまして、いわゆる実水量、これ

は約900万立米となっており、率で約20%、差し引きで180万立米ですね、こちらが差ということになっております。

以上です。

山宮委員長
油原委員。

油原委員

この一般的にはマンホールから雨水が入ったりとかなんで、その差というのは当然あっていいわけですがけれども、標準というか、一般的には何%、これ20%の差ですがけれども、何%と言われているのでしょうか。

山宮委員長
稲葉下水道課長。

稲葉下水道課長

お答えします。

一般的な数字ということで、広く見てみますと15から20、大体20%ですねというのが一般的に下水道事業では言われております。

以上です。

山宮委員長
油原委員。

油原委員

基準内というか、の中だろうということなんですけど、基本的に現実的に許可というか、無断で宅内ますにつないでいる、使用しているという、結構見受けられたんですけども、そういう宅内ますの無断接続というか、無断で下水道を使用していると、そういう実態調査というんですかね、実施調査についてはやっているのでしょうか。また、やる中で現実的な結果はどうなっているのでしょうか。

山宮委員長
稲葉下水道課長。

稲葉下水道課長

無断使用者、いわゆる無届けの使用者ということであるかと思いますが、ご存じのように当市の下水道の使用料の徴収でございますけれども、平成21年4月から県南水道企業団と協定をとりまして、いわゆる徴収の一元化というものを進めております。現在に至っているわけでございますけれども、毎月のいわゆる上水道利用の方のお宅であれば、当然県南水道の検針員の方が毎月検針に行くわけでございますけれども、そのときに検針に、何かこのお宅、下水道につないでいない、うちのほうにデータがないよねみたいな、そういった情報が寄せられます。そういった世帯箇所があった場合には、そのご報告によって下水道課職員が現地調査などを進めていると、そういう状況でございます。

山宮委員長
油原委員。

油原委員

私が聞いているのは、上水道はそうでしょうけれども、井戸水等については検針はないわけですから、その地域地域でつながっているかどうかで、下水道使用料を払っているかどうかという調査というのは、これまでもやってきたような気がするんですけども、そういう調査はしているのでしょうか。

山宮委員長

稲葉下水道課長。

稲葉下水道課長

実際に、徴収嘱託員とか、あるいは先ほどの県南水道の検針の方とか、そういった方々の現地での活動の中から、いろいろ情報が上がってきます。そういったのが上がってきた場合には、今も申し上げましたように、下水道課職員、我々職員で現地調査を行い、つながっている場合には、これはちゃんと届け出してくださいよということでやっているような状況なんですけど、今、委員おっしゃったような、例えば計画的に毎年やっているかとか、そういうのはどうなんだということになりますと、その計画に従った例えば悉皆調査とか、そういったものは特に行っておりません。

山宮委員長

油原委員。

油原委員

実際調査すべきなんだろうというふうに思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

山宮委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

質疑なしと認めます。

斉田市民協働課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

先ほどの石引委員からのご質問で、主要事業の13、14ページについてでございます。14ページの（1）市民活動ステップアップ補助金の運用の②ですね、助成金申請セミナーについての参加者数についてでございます。こちらにつきましては、昨年の11月18日開催でございまして、参加者数が7名でございます。

続きまして、13ページの目標達成に向けた具体的な取り組み事項などの部分でございます。こちらの②のほうでございますが、設立後2年を経過していない市民団体、NPO法人を洗い出しのところでございます。対象の団体数とはというようなことでございましたが、まず、NPO法人につきましては5団体でございました。その2年経過していない市民団体については、こちらにつきましては市民活動センターのほうを通して周知しております。そのほかホームページ、また、りゅうほー一等での周知を行っておりますが、その市民団体数については、現状わからないといった状況でございます。

あと、ステップアップ補助金の制度が始まってからの団体数はどの程度かといったこと

でございましたが、こちらにつきましては、市民活動センターの登録団体数で申し上げますと、平成25年は92団体、平成26年が106団体、平成27年が115団体というふうになん少ずつではございますが、団体数が増え、活動が活発化しているものというふうにご考えてございます。

以上です。

山宮委員長

石引委員、よろしいですか。

続きまして、議案第13号 平成27年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

平成27年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を報告いたします。

251ページをお開きください。

まず、農業集落排水使用料現年賦課分であります。板橋・大塚地区を受益地区とした農業集落排水施設への汚水の排水に係る使用者の農業集落排水使用料であります。収納率は97.67%で、対前年比プラス0.80ポイントであります。

農業集落排水使用料滞納繰越分であります。収入未済となり滞納繰越となったものであります。収納率は46.78%で、対前年比プラス38.03ポイントであります。

次に、農業集落排水使用料督促手数料であります。納付期限を過ぎた方への督促状発行手数料であります。51件です。

リン除去支援事業費、これにつきましては、霞ヶ浦の水質保全を目的に農業集落排水の放流水中のリンを除去するもので、県補助10分の10の事業であります。

それから、農業集落排水事業費等繰入金、それから、農業集落排水事業職員給与費繰入金、これにつきましては、板橋・大塚地区の農業集落排水事業の安定化を図るため、一般会計より繰り入れるものであります。

次に、農業集落排水事業繰越金、こちらにつきましては、前年度事業の歳入歳出の残分の繰越金であります。

農業集落排水事業歳計現金運用利子、こちらにつきましては、農業集落排水使用料の歳入金に係る利子であります。

続きまして、251ページをお開きください。

最後の二つで、水洗便所改造資金貸付金元利利子、元利収入であります。農業集落排水への接続により、便所の改造が必要となった者への改造費の資金貸し付けで、市内6銀行等へ預ける元金及びその利子であります。

一番最後で、農業集落排水事業資本費平準化債であります。農業集落排水事業の整備費に係る起債償還金の償還期間を繰り延べする、30年償還を45年償還にするもので、この起債を受けることにより、毎年の起債償還額を削減することができるものであります。

そして、253ページ、歳出をお願いいたします。

職員給与費（農業集落排水管理）職員1名で所管となります。

農業集落排水普及費、こちらにつきましては、21の貸付金であります。農業集落排水の供用区域、板橋・大塚地区で農業集落排水に接続することで水洗便所の改造が必要となった者に対する改造費用の貸付金で、市内6カ所の銀行等へ預ける元金であります。

次に、農業集落排水施設管理費であります。こちらにつきましては、13番の委託料で、農業集落排水処理施設維持管理、こちらにつきましては、農業集落排水の汚水処理場、浄化センターの保守点検等、維持管理にかかる委託費であります。

そして、農業集落排水事業債元金償還費、23番償還金、利子及び割引料の償還金で、農業集落排水整備事業に係る起債発行の元金分の償還費であります。

そして、最後です。農業集落排水事業債利子償還費で、23番の償還金、利子及び割引料の利子及び割引料、農業集落排水整備事業に係る起債発行の利子分の償還費であります。以上であります。

山宮委員長

ただいま説明された内容について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

質疑なしと認めます。

これをもちまして、環境生活委員会所管事項についての説明と質疑を終結いたします。

以上で、決算特別委員会に付託されました議案第10号から議案第17号までの8案件についての説明と質疑を終結いたします。

この後、休憩中に執行部の説明員の入れかえを行いまして、再開後は討論、採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

休憩いたします。

午後5時、再開の予定です。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案第10号から議案第17号までについての討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第10号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第10号、本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

山宮委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第11号 平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第11号、本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

山宮委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第12号 平成27年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第13号 平成27年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第14号 平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第14号、本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

山宮委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第15号 平成27年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算について、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。
議案第16号 平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第17号 平成27年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について、
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山宮委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、決算特別委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたる慎重審査，誠にお疲れさまでした。